

栃木県災害廃棄物処理計画 (第2版)

令和3（2021）年7月

栃木県環境森林部資源循環推進課

【目次】

第1章 総則

- 1 計画策定の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-1
- 2 計画の策定方針及び位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-2
 - (1) 計画の策定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-2
 - (2) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-2
- 3 対象とする災害及び災害廃棄物等・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-3
 - (1) 対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-3
 - (2) 対象とする災害廃棄物等・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-3
- 4 本計画における被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-4
 - (1) 被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-4
 - (2) 災害廃棄物等の発生量の推計及び必要となる仮置場面積・・・・ p1-4
 - (3) 目標処理期間の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-5
 - (4) 中間処理・再生利用・最終処分・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-5
 - (5) 災害廃棄物の発生量と処理可能量の比較・・・・・・・・ p1-6
- 5 災害廃棄物処理の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-7
 - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-7
 - (2) 対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-7
 - (3) 水害における対応の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-8
- 6 災害廃棄物の処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-9
 - (1) 県・市町等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-9
 - (2) 内部組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-10
- 7 事務委託による処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-12
- 8 災害廃棄物処理実行計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1-14

第2章 平時の備え

- 1 協力体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-1
 - (1) 庁内連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-2
 - (2) 県内市町等における相互応援体制・・・・・・・・ p2-2
 - (3) 民間事業者団体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-2
 - (4) 県域を越えた広域な連携・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-3
 - (5) 他都道府県への協力・支援・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-4
- 2 市町等に対する技術的支援・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-5
 - (1) 情報収集・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-5
 - (2) 災害廃棄物処理計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-5
 - (3) 被害想定及び災害廃棄物発生量の推計・・・・・・・・ p2-5
 - (4) 仮置場候補地の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-5
 - (5) 収集運搬体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ p2-7

(6)	資機材及び人材の確保	p2-8
(7)	し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理	p2-8
3	職員の教育訓練	p2-10
4	廃棄物処理施設の強靱化	p2-11
5	住民等への啓発・広報	p2-12
6	平時の備えの点検	p2-13
7	計画の見直し	p2-13

第3章 災害時の対応

1	体制確立・情報収集	p3-2
(1)	内部体制の確立	p3-3
(2)	連絡体制の確認	p3-3
(3)	情報収集・提供	p3-3
(4)	住民等への広報・周知	p3-5
(5)	支援・受援体制の確立	p3-5
2	し尿・避難所ごみ・生活ごみ	p3-8
(1)	し尿の処理	p3-8
(2)	避難所ごみ・生活ごみの処理	p3-9
3	災害廃棄物の発生量及び処理可能量の推計	p3-10
(1)	災害廃棄物の発生量の推計	p3-10
(2)	処理可能量の推計	p3-10
4	仮置場の設置・運営	p3-11
(1)	仮置場の必要面積の推計・候補地の抽出	p3-12
(2)	分別区分の決定・住民等への周知	p3-12
(3)	仮置場の運営・管理	p3-12
(4)	環境対策・モニタリング	p3-13
5	災害廃棄物の収集運搬	p3-14
6	災害廃棄物の処分・再資源化	p3-16
(1)	処分・再資源化	p3-17
(2)	仮設処理施設の設置	p3-18
7	損壊家屋等の解体撤去	p3-20
8	処理業務の進捗管理	p3-21
(1)	進捗管理	p3-21
(2)	災害報告書の作成	p3-21

第1章 総則

本計画は、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の教訓等を踏まえ、今後発生する各種自然災害への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するための対策について整理し、本県における災害廃棄物対策、特に本県が行う災害廃棄物処理に係る役割を明確にすることを目的としている。

本章では、災害廃棄物処理対策の基本となる事項について記載する。

1 計画策定の背景及び目的

平成23(2011)年3月の東日本大震災では、多種多様な災害廃棄物が大量に発生し、災害廃棄物の処理は被災地域の復旧・復興にとって大きな課題となった。

国は、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地方公共団体における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成26(2014)年3月に「災害廃棄物対策指針」(以下「国対策指針」という。)を策定したほか、平成27(2015)年7月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)及び災害対策基本法を改正し、さらに、平成28(2016)年1月に廃棄物処理法に基づく基本方針を変更し、都道府県廃棄物処理計画に災害廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込むこと、都道府県において災害廃棄物処理計画を策定すること等が規定された。

本県では、これまで、「栃木県地域防災計画」及び「栃木県廃棄物処理計画」の中で災害廃棄物対策を位置付けるとともに、平成29(2017)年3月に「災害時の廃棄物処理対応マニュアル」を策定してきた。

「栃木県災害廃棄物処理計画」は、これらと整合を図りつつ、東日本大震災や令和元年東日本台風等の経験から得られた教訓等を活かし、今後起こりうる大規模災害における災害廃棄物処理について、あらかじめ必要な想定を行い、平時に備える事項、災害廃棄物処理の基本的な流れや留意すべき事項、処理主体である市町に対して県が実施すべき支援、関係機関との連携等の必要な事項を示すことにより、災害時の適正かつ迅速な廃棄物の処理に資することを目的とする。

【参考 大量の災害廃棄物が及ぼす影響】

- 1 直接的影響
 - ・ 長期保管することによる火災の発生や衛生状態の悪化
 - ・ 処理施設の被災等に伴う処理の停滞
 - ・ 有害物質等の拡散・流出による環境汚染
- 2 間接的影響
 - ・ 道路等の啓開作業が長期化した場合の救援活動及び社会基盤の復旧の遅れ
 - ・ 社会基盤の復旧が進まないことに伴う経済活動の再開など復興の遅れ

2 計画の策定方針及び位置付け

(1) 計画の策定方針

本計画の策定にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ア 県並びに県内の市町及び一部事務組合（以下「市町等」）が実施すべき行動を時系列で整理
- イ 過去の被災経験の教訓、取組事例を計画に反映
- ウ 法令改正等を踏まえるとともに、新たな知見を見すえ、必要に応じ、随時、計画を見直すなど計画の実効性を確保

(2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の基本方針に基づく計画であり、「国対策指針」を踏まえ、「栃木県地域防災計画」及び「栃木県廃棄物処理計画」等との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する県の基本的な考え方と方策を示す。

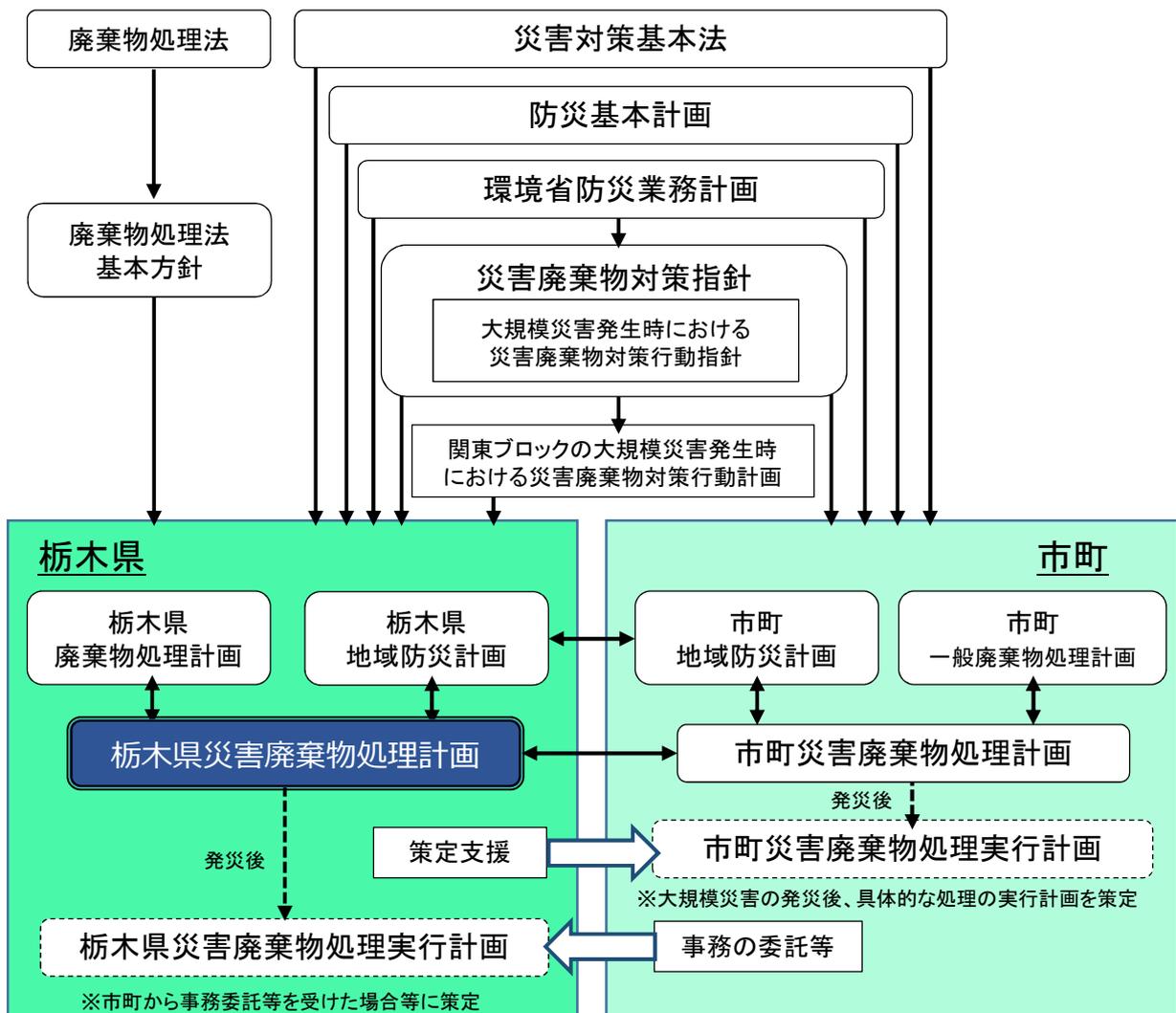


図 1-2-1 本計画の位置付け

3 対象とする災害及び災害廃棄物等

(1) 対象とする災害

地震災害及び水害、その他自然災害を対象とする。

- 地震災害：大規模地震対策措置法第2条第1号の「地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害」
- 水害：大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害

(2) 対象とする災害廃棄物等

災害により発生する廃棄物（以下（災害廃棄物）という。）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を対象とする。

表 1-3-1 災害廃棄物の主な種類

種類	説明
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
木くず	柱、はり、壁材及び水害等による流木等
腐敗性廃棄物	畳、布団、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場又は飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
不燃物	分別することができない細かなコンクリート、木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在したおおむね不燃性の廃棄物
コンクリートがら	被災家屋の解体等により発生するがれき類（コンクリート片、ブロック、アスファルトくず等）
ガラス・陶磁器くず	廃瓦、ガラスくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電	被災家屋等から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CFC・A・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類及び農薬類
その他処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物及びピアノ、スプリング入りマットレス、石こうボード等の市町の処理施設では処理が困難なもの（レントゲン及び非破壊検査用の放射線源を含む）

表 1-3-2 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種類	説明
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ、他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りしたし尿

4 本計画における被害想定

本計画においては、本県に最も甚大な被害をもたらす災害を想定することとし、「栃木県地域防災計画」における県庁直下地震による被害想定を採用する。

(1) 被害想定

表 1-4-1 県庁直下地震による被害想定

想定	最大 避難者数 [人]	建物被害棟数 [棟]		
		全壊	半壊	焼失
県庁直下地震 M7.3	339,833	62,786	107,876	8,025

出典：栃木県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）

【参考 県内外における近年の主な地震災害】

災害	最大 避難者数 [人]	建物被害棟数 [棟]				災害 廃棄物 発生量
		全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	
H23 年 3 月 東日本大震災 (全体)	-	118,822	184,615	-	-	3100 万トン (津波堆積物 を含む)
H23 年 3 月 東日本大震災 (栃木県内)	9,530	261	2,118	-	-	22 万トン
H28 年熊本地震 (熊本県内)	183,882	8,642	34,315	-	-	289 万トン (推計値)

出典：大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第二版】
災害の記録～平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害～（平成 29 年 3 月 栃木県）
東日本大震災の記録（平成 25 年 9 月 栃木県）

(2) 災害廃棄物等の発生量の推計及び必要となる仮置場面積

表 1-4-2 被害想定による災害廃棄物発生量及び最大仮置場必要面積

想定	災害廃棄物発生量 [万トン]	最大仮置場必要面積 [ha]
県庁直下地震 M7.3	671.0	227.8

出典：栃木県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）
※仮置場面積は、計画処理期間、処理の進め方等によって変化する

表 1-4-3 被害想定により発生する災害廃棄物の内訳

廃棄物の種類		発生量 [万トン]
可燃物	可燃物	40.2
	木くず	113.3
不燃物	不燃物	76.3
	金属くず	9.9
	コンクリートがら	339.3
	廃プラスチック類	7.1
	ガラス・陶磁器くず	4.2
	瓦	21.2
	石膏ボード	24.0
	廃家電製品	35.3

出典：栃木県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）

※小数点 2 位以下を四捨五入した値のため、本表の合計量は、表 1-4-2 の災害廃棄物発生量と一致しない

表 1-4-4 し尿発生量及び避難所ごみ発生量

想定	し尿 [kl/日]	仮設トイレ必要量 [基]	避難所ごみ [トン/日]
県庁直下地震 M7.3	2,055	13,358	228

※栃木県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）における「最大避難者数」、「上水道支障率」及び一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度）における「水洗化人口」、「非水洗化区域し尿収集人口」、「1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量」に基づき、災害廃棄物対策指針技術資料 14-3（環境省、令和 2 年 3 月最終改定）で記載する方法により算出した。

（3） 目標処理期間の設定

本計画で想定する最大規模の地震被害においては、過去の災害の経験や県内の既存処理施設の状況を鑑みて、3 年以内の処理完了を目標とし、県は、市町等が行う災害廃棄物処理を支援する。

【参考 過去の災害における災害廃棄物の処理期間】

災害	災害廃棄物発生量	処理期間
H7 年 1 月阪神淡路大震災	1,450 万トン	約 3 年
H23 年 3 月東日本大震災（宮城県内）	約 1,888 万トン	約 3 年
H28 年熊本地震（熊本県内）	約 195 万トン	約 2 年

出典：兵庫県災害廃棄物処理計画（平成 7 年 11 月 30 日修正）

熊本県災害廃棄物処理実行計画第 2 版

（4） 中間処理・再生利用・最終処分

災害廃棄物は、県内の既存の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設等を活用し、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行

い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を行い、平時の水準と同等の最終処分量の削減を図る。(表 1-4-5)

表 1-4-5 県内で排出された産業廃棄物の品目別処理状況 (平成 30 年度実績)

廃棄物の種類	排出量 [万トン]	再生利用量 [万トン]		減量化量 [万トン]		最終処分量 [万トン]	
			率		率		率
コンクリートがら	101.1	100.0	98.9%	0	0.0%	1.1	1.1%
木くず	17.2	12.6	73.3%	4.3	25.1%	0.3	1.6%
廃プラスチック類	18.6	14.7	78.7%	2.5	13.2%	1.5	8.0%
ガラス・陶磁器くず	15.4	13.0	84.3%	0	0.0%	2.4	15.6%
金属くず	3.0	3.0	97.3%	0	0.0%	0.1	2.7%

※出典：栃木県廃棄物処理計画 (令和 3 年 3 月)

(5) 災害廃棄物の発生量と処理可能量の比較

県内の既存廃棄物処理施設において、設定した目標期間 (3 年間) 内で処理可能か判断するため、大量に発生すると見込まれる廃棄物について、既存施設における災害廃棄物の処理可能量を推計し、災害廃棄物の発生量と比較する。

表 1-4-6 県内の既存廃棄物処理施設における災害廃棄物の処理可能量と発生量との比較

	災害廃棄物発生量	県内既存施設の 処理可能量	目標処理期間での 処理
焼却が必要な廃棄物	77.9 万トン/3 年 <	87 万トン/3 年	可能
破砕が必要な廃棄物	334.5 万トン/3 年 >	305 万トン/3 年	処理能力不足

※「処理可能量」は、「年間処理量 (平成 29 年度実績) × 分担率 (一般廃棄物処理施設：20%、産業廃棄物処理施設：40%) × 3 年」により算出した。

「焼却が必要な廃棄物」は、災害廃棄物の推計発生量のうち「可燃物」(40.2 万トン) 及び「木くず (再生利用量を除く)」(37.7 万トン) の合計とした。

「破砕が必要な廃棄物」は、災害廃棄物の推計発生量のうち「コンクリートがら (再生利用するものに限る)」(334.5 万トン) とした。

「既存廃棄物処理施設」は一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設 (公共及び民間の別は問わない) とした。

参考：災害廃棄物処理対策指針 技術資料 14-4 (環境省、平成 31 年 4 月最終改定)

表 1-4-6 のとおり、災害廃棄物の種別によっては、県内既存施設において目標期間内に処理できないことが予想され、また、公衆衛生の観点から緊急的な対応を要するものも発生することから、環境省で整備する D-Waste.Net の活用等の県域を超えた広域連携や仮設処理施設の設置等による処理体制の整備が必要となる。

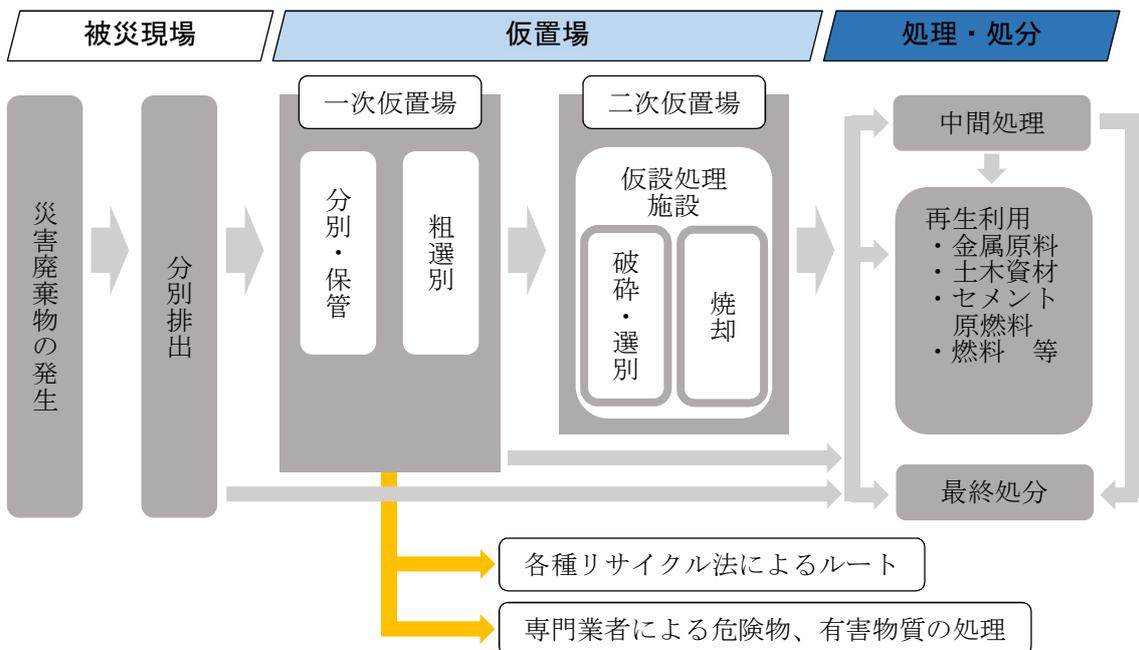
5 災害廃棄物処理の基本方針

(1) 基本方針

- 早期の復旧・復興を図るため、次の考え方にに基づき、災害廃棄物を処理する。
- ア 住民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、市町等・県が一体となり、それぞれの役割分担に基づき、適正かつ迅速な処理を実行
 - イ 被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化や減量化を行い、最終処分量を削減
 - ウ 原則、目標処理期間内に、被災市町内での処理、または、県内市町等の相互支援及び県内の民間事業者により処理を実施
- ※ 県内の既存廃棄物処理施設を最大限活用しても目標処理期間内に処理することができないことが予想される場合、または、公衆衛生の観点から緊急的な処理が必要な場合は、環境省で整備するD-Waste.Netの活用等の県域を超えた広域連携や仮設処理施設の設置等により対応

(2) 対応の流れ

- ア 災害廃棄物を被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、分別して集積・保管
- イ これらの再生利用又は最終処分にあたっては、種類や性状に応じて破碎、選別、焼却等の中間処理を実施



※二次仮置場は大規模災害の場合に設置

図 1-5-1 災害廃棄物対策の処理フロー

(3) 水害における対応の考え方

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、その特性を踏まえ、早急な処理が求められる。

令和元年東日本台風など、過去の被災経験等を踏まえ、大規模な被害が生じた場合であっても、公衆衛生上の観点から目標処理期間を1年以内とし、県は市町等が行う災害廃棄物処理を支援する。

【参考 過去の水害による被害】

災害	災害廃棄物発生量	処理期間
令和元年東日本台風（栃木県内）	約6.1万トン	約1.5年
H27年9月関東・東北豪雨（栃木県内）	1.0万トン	約半年
平成25年10月伊豆大島豪雨災害	約23万トン	約1年

【参考 水害による災害廃棄物の特性と対応】

地震	水害
<発生しやすい廃棄物> ・被災家屋由来のがれき（木くず、廃瓦、ガラスくず、金属くず、コンクリートがら等）	<発生しやすい廃棄物> ・水をかぶった家具、家財（畳、布団、家電等） ・流草木、土砂と廃棄物の混合物
<特徴> ・家屋の解体に由来するものは、解体の進捗に合わせて、順次排出される ・それ以外については、発災後の早い時期に、一斉に排出される	<特徴> ・発災後、早期に、一斉に排出される ・腐敗しやすく、悪臭や火災の発生に注意が必要なものが多い

<平時>

- ・浸水想定区域等を考慮した仮置場の抽出や収集運搬ルートを検討
- ・廃棄物処理施設の浸水対策（重要機器や受配電設備等を想定浸水深さ以上に配置）

<発災直前>

- ・豪雨等が予想される場合は、連絡体制を確認
- ・廃棄物処理施設への雨水流入対策（土嚢や排水ポンプ等の準備）
- ・廃棄物収集運搬車の退避（高台等へ駐車場所を移動）
- ・停電や断水した場合の廃棄物処理施設の対応を検討
- ・仮置場の開設準備や住民等への広報内容の確認

<発災後>

- 仮置場
 - ・水が引いた後、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設
 - ・災害廃棄物から汚水の発生が懸念される場合、遮水シートの設置等により、汚水による公共水域や地下水の汚染を防止
 - ・必要に応じて排水処理設備等を設置する等により、敷地外への汚水漏出を防止
 - ・腐敗しやすい廃棄物の優先処理、日常生活圏への影響の少ないところでの開設、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策が必要
- 収集運搬
 - ・水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに重機が必要となるほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用
- 処理
 - ・災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂選別等の処理工程が必要
- 衛生面
 - ・汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施

6 災害廃棄物の処理体制

(1) 県・市町等の役割

災害廃棄物の処理における県及び市町等の役割は、次のとおりとする。

ア 市町等の役割

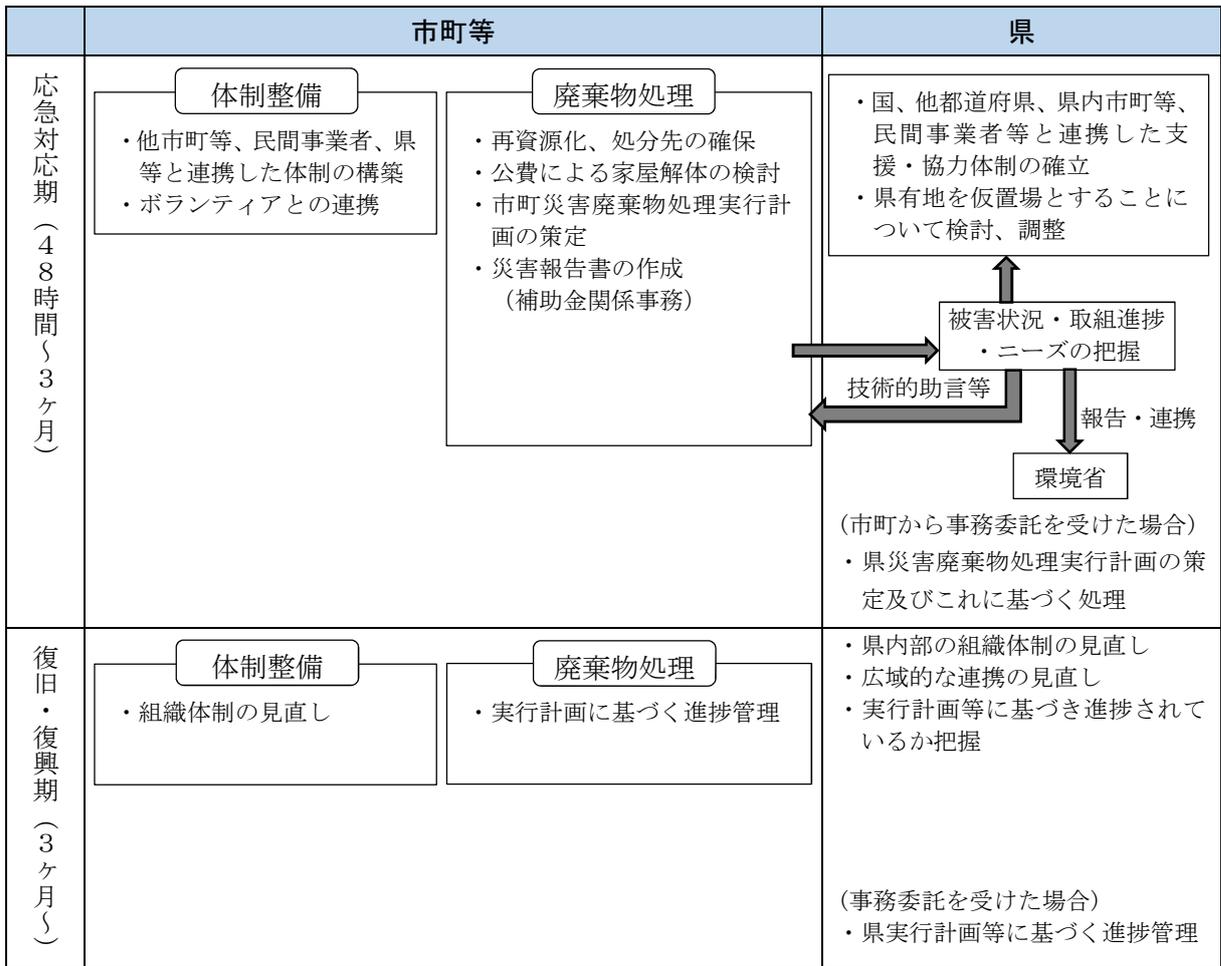
- ・ 災害廃棄物は、一般廃棄物となることから、主体となり処理を実施

イ 県の役割

- ・ 被災市町に対する災害廃棄物の処理に係る技術的支援
- ・ 県内市町等、他都道府県、国、民間事業者等と連携した支援・協力体制を構築
- ・ 県内における処理全体の進捗管理
- ・ 被災の状況から市町単独での処理が困難な場合、必要に応じ、地方自治法に基づく事務委託を受けて災害廃棄物を処理

表 1-6-1 各主体の行動

	市町等	県
平時	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡体制の整備 ・ 応援協定の締結、見直し ・ 経験者のリスト化 <p>廃棄物処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設の強靱化 ・ 資機材(仮設トイレ、燃料等)の確保 ・ 仮置場候補地の抽出 ・ 住民等への啓発・広報 ・ 分別、収集運搬、処分の方法の検討 ・ 市町災害廃棄物処理計画の策定、見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内部の組織体制の整備 ・ 関係機関との連絡体制の整備 ・ 応援協定の締結、見直し ・ 市町等への研修・訓練 ・ 住民等への啓発・広報 ・ 県災害廃棄物処理計画の見直し ・ 県有地の仮置場候補地のリスト化 <p>取組状況の把握</p> <p>技術的助言等</p>
初動期 (発災から48時間)	<p>体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡体制の活用 ・ 専門チームの立上(人員確保) <p>廃棄物処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況把握、県への報告 ・ 支援ニーズの整理 ・ 他市町等との相互支援及び民間事業者への応援要請 ・ 各種窓口の設置 ・ 仮設トイレの設置 ・ 災害廃棄物等発生量の推計 ・ 収集運搬体制の構築 ・ 仮置場の設置 ・ 住民等への広報・周知 ・ し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理 ・ 各種契約事務 ・ 県への事務委託の検討 ・ 進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内部の組織体制の確立 ・ 連絡体制の確認 ・ 広域的な連携の確立、調整 ・ 住民等への広報・周知 ・ 被災市町からの事務受託の検討 ・ 進捗管理 <p>被害状況・ニーズの把握</p> <p>技術的助言等</p> <p>報告</p> <p>環境省</p>



【参考 災害廃棄物処理対策に係る重要事項】

次の5つの事項に基づいて災害廃棄物の処理に対応することが重要となる。

- 1 災害廃棄物の処理は市町村が行う固有事務として位置付けられている。したがって被災市町村自らが**リーダーシップ**を発揮して処理を進めることが重要。
- 2 発災直後に計画に基づいた迅速且つ適切な**初動対応**が、その後の災害廃棄物処理の難易度に大きく影響する。
- 3 行政のみならず民間事業者を含む関係者と密に**連携**し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組むこと。
- 4 災害廃棄物処理は**生活環境や安全**を第一とし、**スピード感**、**コスト**にも配慮することが原則である。
- 5 **平時からの計画策定**と、確認・見直しの**継続的**な取り組みは、発災時に適切な行動を求められる職員にとって、備えの基本であり、災害対応力を養う前提となる。

出典：災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～（環境省廃棄物対策課）

(2) 内部組織体制

- 県は、非常時の内部組織体制として栃木県災害対策本部条例（昭和37年栃木県条例第44号）第6条の規定に基づき、「災害対策本部」を構築
- 環境森林部の下に資源循環推進班を設置、班内に総務担当、調整担当、市町支援担当を設け、各環境森林（管理）事務所と連携し、災害廃棄物の処理に関する業務を実施

※各担当等の役割については、図3-0-1を参照

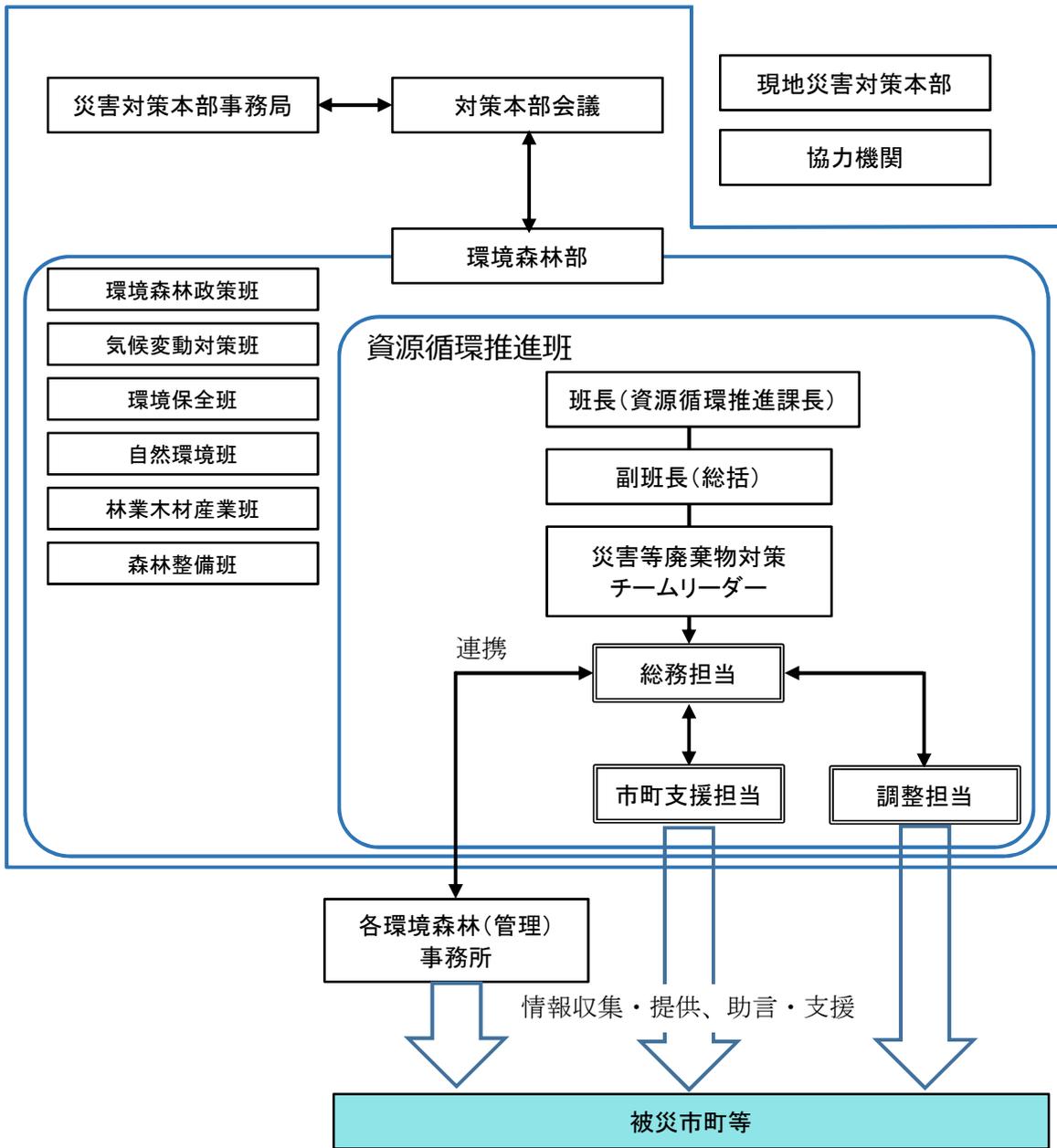


図 1-6-1 内部組織体制のイメージ図

7 事務委託による処理

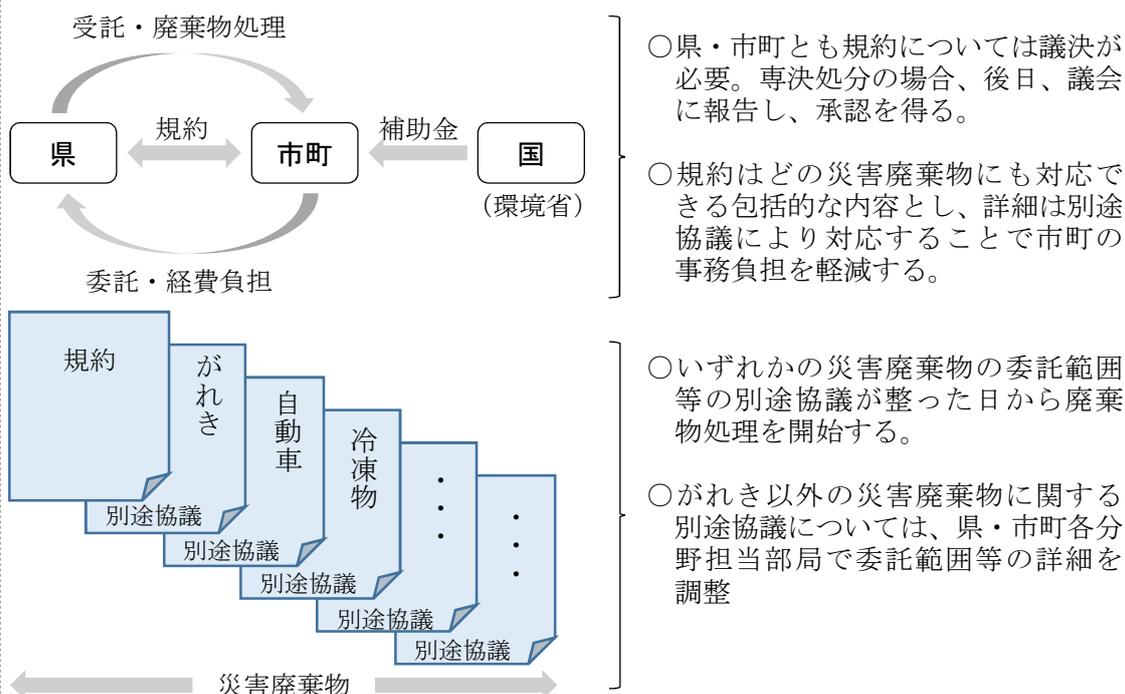
災害廃棄物は、一般廃棄物となることから市町に処理責任があるが、被災の状況によっては市町による処理が困難となる。この場合、市町は、地方自治法第252条の14に基づき県に事務委託を要請することができる。

【事務委託を受ける際の県の基本方針】

- ア 災害廃棄物の処理主体は市町等
- イ 市町の被害状況等を考慮し、市町による処理が困難な場合には、市町からの要請を受けて、事務委託により県が処理を代行
- ウ 被害が甚大で、災害廃棄物の量に対し、市町の処理能力が明らかに不足している場合等については、市町からの要請を待たずに、事務委託を含めた必要な支援を開始

【参考 市町から県への事務委託スキーム（地方自治法第252条の14）】

- ・ 事務委託を行うためには、その内容を定めた規約を定めなければならない。
- ・ 規約については、県及び被災市町それぞれ議会の議決が必要である。
- ・ 被災市町の事務負担を軽減するため、災害廃棄物の種類や量が時間とともに変化しても対応できる包括的な規約とし、詳細は別途協議により対応することが好ましい。
- ・ いずれかの災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日から、廃棄物処理を順次開始する。
- ・ 事務委託は一括して承認を受け、廃棄物の詳細は別途協議事項として事務の軽減を図る。
- ・ 各分野担当部局に関する災害廃棄物の別途協議については、県及び被災市町の担当部局で委託範囲等の詳細を調整する。



○県・市町とも規約については議決が必要。専決処分の場合、後日、議会に報告し、承認を得る。

○規約はどの災害廃棄物にも対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により対応することで市町の事務負担を軽減する。

○いずれかの災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日から廃棄物処理を開始する。

○がれき以外の災害廃棄物に関する別途協議については、県・市町各分野担当部局で委託範囲等の詳細を調整

出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月最終改定）

表 1-7-1 市町から事務委託を受ける場合の県の行動

	応急対応期(事務委託を受ける場合)	復旧・復興期
全体計画	事務受託検討開始	
	被災市町との事務委託関係契約	
	処理方針・スケジュールの決定	
	発生量及び仮置場の必要面積の推測	発生量の見直し
	二次仮置場用地確保の調整	
	処理、資源化先の検討	処理・資源化先の見直し
廃棄物処理	処理フローの作成	処理フローの見直し
	実行計画の策定・公表	実行計画の見直し
	二次仮置場の設置	
	搬入・搬出ルート調整	
	仮置場の運営管理・環境モニタリングの実施	
	処理方法の検討	
	予算の確保	
	業者との委託契約	
	仮設処理施設の設計・積算・契約仕様書作成及び発注	
	処分・資源化先への搬入	
	仮設処理施設の解体・撤去	
	仮置場の復旧・返還	
損壊体 家・屋 撤去		情報収集、解体撤去発注支援
		解体撤去の進捗管理、事務指導

【参考 事務委託に関する規約の例】

〇〇市（町）と〇〇県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、〇〇市（町）は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を〇〇県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 前条の規定により〇〇県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、〇〇年〇〇による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第3条 委託事務の管理及び執行については、〇〇県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、〇〇県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市（町）が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、〇〇市（町）と〇〇県とが協議して定める。この場合において、〇〇県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を〇〇市（町）長に送付するものとする。

（補足）

第5条 〇〇県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに〇〇市（町）長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、〇〇市（町）と〇〇県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

出典：災害廃棄物処理業務の記録（平成26年7月 宮城県）

8 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」）は、発災後、災害の規模に応じた廃棄物の処理に関する基本方針や具体的な作業について、被災市町及び事務委託を受けた県が必要に応じて策定する。

県は、事務委託を受けていない場合であっても、必要に応じ、早期の復旧・復興の実現に向け、必要な事項を処理方針に定める。

【実行計画の策定に係る基本的な考え方】

- ア 災害廃棄物の発生状況を踏まえ、処理期間、処理費用、処理方法等を明確にした上で、処理方針を規定
- イ 関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理
- ウ 国が「災害廃棄物の処理指針」を策定した場合には、その内容を考慮
- エ 処理の実施状況を適宜反映して見直しを実施

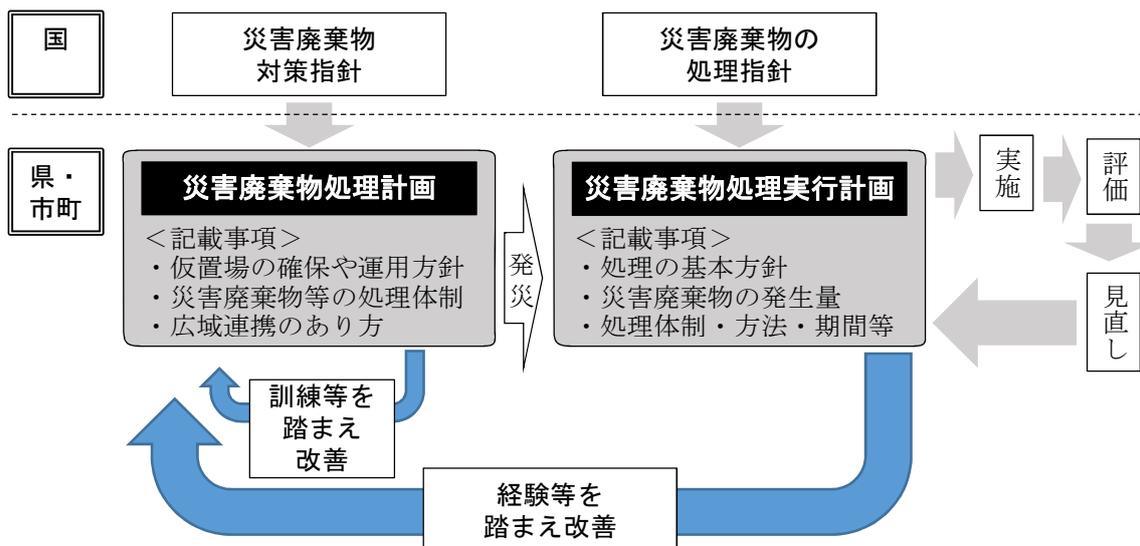


図 1-8-1 災害廃棄物処理実行計画の位置付け

出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 30 年 3 月最終改定）

【参考 令和元年東日本台風における処理方針の策定】

令和元年東日本台風において、栃木県では、県内の早期の復旧・復興の実現に向け、県内の災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう次の事項を処理方針に定めた。

- 1 基本方針
 - ①処理対象、②処理主体、
 - ③災害廃棄物の発生推計量（令和 2（2020）年 3 月末時点）、④対象区域、
 - ⑤処理機関、⑥処理方法、⑦財源
- 2 実施方針
 - ①災害廃棄物の発生推計量（市町別、種類別）、
 - ②処理の基本的事項（役割分担、処理方法、）、③処理スケジュール、④進捗管理

第2章 平時の備え

災害時には、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められる。このため、平時のうちに、起こりうる最大規模の災害を想定し、協力体制の整備、仮置場候補地の選定等の必要な対策を講じることが重要となる。

本章では、市町等が平時から備えるべき事項を整理し、県が行うべき市町への支援や取組を定める。

※ 県・市町等が平時に行うべき事項については、表 1-6-1 を参照

1 協力体制の整備

県では、大量の災害廃棄物が発生する場合に備え、関係機関や市町と協力体制を整備し、連携強化を図る必要がある。

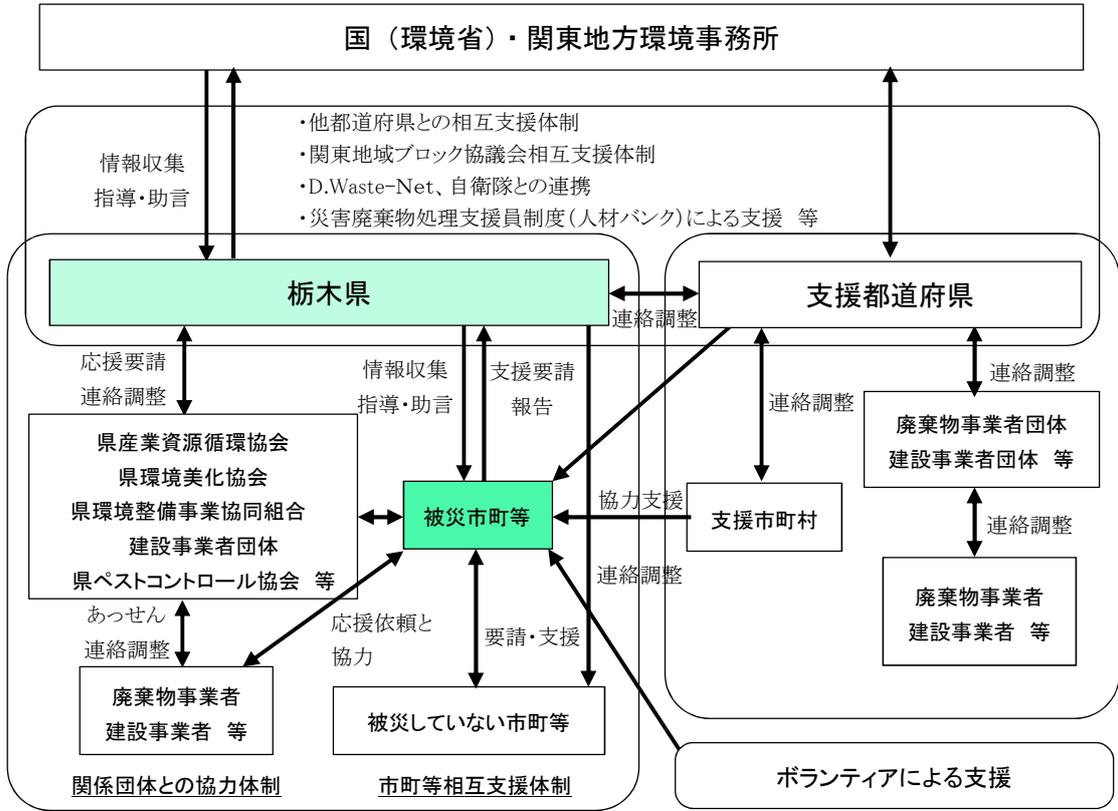


図 2-1-1 災害廃棄物処理に係る県内・県外の相互支援体制

(1) 庁内連携

【県の取組】

- 平時に災害廃棄物処理に係る庁内連携を定めるため、以下について関係各課室と調整を図る。
 - ・ 市町から事務委託を受けた場合の他部署からの人的支援
 - ・ 県有地を仮置場として利用すること

(2) 県内市町等における相互応援体制

県では、県内の市町等と「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定」を締結（表 2-1-1）しており、災害廃棄物の処理に係る資機材の提供、職員の派遣、収集・処分の実施等について相互に応援を実施する体制を整備している。

【県の取組】

- 必要に応じ、協定内容の確認や見直しなど、処理体制を強化

表 2-1-1 市町村等相互応援に関する協定書

区分	協定名	主体	要請内容
県内市町等	栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書 (平成 20 年 3 月)	県内全市町及び一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物等の処理に必要な資機材、人員の提供 ・ 災害廃棄物等の収集運搬、処分の実施 ・ その他、災害廃棄物等の処理に必要な行為

(3) 民間事業者団体等との連携

多種多様で大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、民間事業者との連携が重要となる。

県では、協定締結団体と個別に「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」及び「大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定」を締結（表 2-1-2）しており、仮置場の運営・管理、災害廃棄物の収集・処分、防疫活動、その他処理に伴う必要な事項について応援を実施する体制を整備している。

また、「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」を締結する 3 団体と各市町は同協定に基づく「覚書」を締結しており、県を介さず直接応援要請できる枠組を整備している。

<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各協定を実効あるものとするため、必要に応じ、市町等を含め、協定締結団体との意見交換を実施し、具体的な対応を検討 ○ 必要に応じ、協定内容の確認や見直しなど、処理体制を強化 ○ その他民間事業者、ボランティア等との連携体制について検討 ○ 事前に廃棄物ごとに処理体制を整備できるよう市町を支援

表 2-1-2 協定締結団体との協力応援に関する協定書

区分	協定名	主体	要請内容
県内協定締結団体	栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書（令和3年4月改定）	（公社）栃木県産業資源循環協会 TEL:028-612-8016	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の撤去 ・災害廃棄物等の収集運搬、処分 ・その他、協定に定めのない必要な事項
		（一社）栃木県環境美化協会 TEL: 028-624-5810	
栃木県環境整備事業協同組合 TEL: 028-614-7929			
	大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定（令和3年4月改定）	栃木県ペストコントロール協会 TEL : 028-625-0606	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除

（4） 県域を越えた広域な連携

大規模災害時には、県内における相互応援の取組だけでは被災自治体に対して十分な支援が行えないことが予想され、県域を越えた広域的な支援の枠組みが必要になるため、環境省では様々な取組を実施している。

（表 2-1-3）

表 2-1-3 環境省の取組

取組	内容
大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省関東地方環境事務所と管内の都県及び政令市・中核市で、大規模災害時における連携協力体制の構築等を目的として当該協議会を構成している。 ・同協議会では、過去の災害対応の課題を踏まえ、関東ブロックにおける連携体制のひとつとして、発災時に大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会が、構成員である都県等並びに非構成員である市町村等から、任意で職員を招集し、「支援チーム」を構成、被災自治体への支援体制の構築を行う。
D-Waste. Net	<ul style="list-style-type: none"> ・平時及び災害時に、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力の向上につなげることを目的とし、専門家や民間事業者団体など関係者による人的な支援ネットワークを整備したものである。

取組	内容
災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）	・災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行うことを目的として整備されたものである。
自衛隊との連携	・環境省と防衛省では、過去の災害の活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、防災基本計画（令和2年5月）に基づき、防衛省、環境省、都道府県、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応、自衛隊の活動終了に伴う対応等について整理した「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」を共同で策定し、協力態勢を整備している。

【県の取組】

- 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会への参画等により、国及び近隣都県等と連携し、県域を越えた広域な連携体制を整備
- 協議会の取組内容を適宜市町等に情報提供するとともに、本計画に反映させる等により、県内の処理体制と整合

(5) 他都道府県への協力・支援

県では、大規模災害が発生した場合を想定し、都道府県間の災害時の相互応援協定を締結（表 2-1-4）している。

【県の取組】

- 災害廃棄物処理について、協定に基づく他都道府県からの支援要請のほか、環境省から支援要請があった場合は、職員の派遣を検討
- 県内市町等の一般廃棄物処理施設における受入可能な廃棄物の種類、量、収集運搬車両の支援可能台数等を把握し、協力・支援を調整

表 2-1-4 災害時の応援協定

区分	協定名	主体	要請内容
県外	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 （平成 26 年 3 月）	全国 47 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地等における住民の避難 ・被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援 ・施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
	震災時等の相互応援に関する協定 （平成 25 年 7 月）	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県	
	災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定 （平成 19 年 11 月）	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	

2 市町等に対する技術的支援

(1) 情報収集・体制の整備

(市町等の対応)

- ・ 過去の災害の事例等を踏まえ、発災時における課題や状況を認識し、災害廃棄物に係る知見や自らの取組状況を把握
- ・ 庁内、県、民間事業者等との協力体制を整備

【県の取組】

- 県内の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況、処理余力、連絡手段等を把握して整理し、各市町等と情報を共有
- 市町等の災害廃棄物対応に係る取組状況、意見、要望等を収集し、課題解決のため助言

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

(市町の対応)

- ・ 仮置場の設置・運用、処理体制、周辺自治体との連携や協力事項、受援体制等について示した災害廃棄物処理計画を策定

【県の取組】

- 計画策定にあたって必要となる情報の提供や助言等により市町における災害廃棄物処理計画の策定を支援

(3) 被害想定及び災害廃棄物発生量の推計

平時に具体的な対策を検討するため、土砂災害等のハザードマップや過去の災害記録等を参考として、起こりうる最大規模の災害を想定する。

(市町の対応)

- ・ 想定する家屋被害等から災害廃棄物等の発生量を推計

【県の取組】

- 市町が行う発生量の推計に必要な技術的助言を実施

(4) 仮置場候補地の確保

災害時に仮置場の設置が遅れると、未分別の災害廃棄物が不法に投棄される状況が予想されることから、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向け、速やかに仮置場を設置できるよう、平時から仮置場候補地の検討等の必要な備えを行う。

(市町の対応)

- ・ 災害廃棄物の発生量推計をもとに、仮置場の必要面積を算定
- ・ 分別区分について検討し、住民へ周知できる体制を整備
- ・ 仮置場候補地を抽出し、適性により絞込み
- ・ 候補地の管理者との調整
- ・ 仮置場候補地の選定及びリスト化
- ・ 状況に応じ、候補地リストの見直しを実施

【県の取組】

- 被災想定に基づき、県内における必要な仮置場面積を算出
- 市町の分別区分、仮置場候補地の選定に必要な技術的助言を実施
- 市町の仮置場候補地を把握・整理
- 県有地を仮置場とすることについて必要な調整を実施し、候補地をリスト化

ア 仮置場の考え方

本計画では、表 2-2-1 のとおり仮置場の分類と役割を整理する。一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合には、二次仮置場を設置し、選別・保管を行う場合がある。また、膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、二次仮置場内に仮設処理施設を設置する場合がある。

表 2-2-1 仮置場の分類と特徴

分類		定義・用途	特徴
近隣集積所	近隣集積所	・ 一次仮置場に搬入する前段として、被災住民等が自ら設置・管理する保管場所	・ 自治会が被災現場の付近に設置・管理 ・ 小規模、多箇所に設置 ・ 短期間で解体・撤去
一次仮置場	一次仮置場	・ 個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所	・ 市町が被災現場の付近に設置・管理

分類		定義・用途	特徴
二次仮置場	二次仮置場	・一次仮置場での分別が不十分な場合等に、選別・保管しておく場所	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場の離隔地に設置 ・大規模で一次仮置場から搬出した廃棄物の二次的中间処理を行う ・長期間運用
	仮設処理用地	・仮設の破碎・焼却施設等の設置及び処理作業等を行うための場所	
	保管用地	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管場所 ・仮設処理施設から発生する処理残さの一時的な保管場所 ・需要不足により滞留する再資源化物の保管場所 	

参考：災害廃棄物対策指針 技術資料 18-1（環境省、平成 31 年 4 月最終改定）

イ 仮置場の必要面積の推計

推計した災害廃棄物の発生量に基づき、自らの処理施設の処理能力やストックヤードの容量等を踏まえ、必要な仮置場の面積を推計する。

ウ 分別区分の検討

発災時には未分別の廃棄物が大量に発生するなど、通常の分別区分での対応が困難になるため、災害に応じた分別区分を設定する必要がある。

エ 仮置場候補地のリスト化

発災時、速やかに排出先を示し、不適正な排出を防ぐ必要がある。そのため、平時から仮置場として適した土地の抽出を行い、候補地をリスト化しておく。

また、設置には、土地管理者や周辺住民等の理解が必要となるほか、その土地が、応急仮設住宅の建設予定地など、災害時に他用途で使用される可能性もあるため、土地の管理者等と仮置場としての使用についての調整をしておくとともに、できる限り多くの候補地を選定しておく。

候補地のリストは、土地や管理者等の状況変化に伴い、定期的に見直す。

(5) 収集運搬体制の整備

発災後、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去するため、平時から収集運搬体制や搬入主体について検討を行う必要がある。

(市町等の対応)

- ・ 災害時の収集運搬体制を検討

【県の取組】

- 市町等が行う収集運搬体制の検討に必要な技術的助言を実施

(6) 資機材及び人材の確保

仮置場の運営や災害廃棄物の収集運搬、処理等においては、敷鉄板や分別標識等の資機材及び多くの人員が必要になるため、調達方法等について検討しておく必要がある。

(市町の対応)

- ・ 必要となる資機材を一定数備蓄
- ・ 重機や人員等、発災後に調達するものについては、調達方法を検討

【県の取組】

- 市町等が行う資機材等の確保状況を把握
- 市町等が行う資機材確保のために必要な助言を実施

(7) し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理

発災時には、公共下水道が使用できなくなるなどから、仮設トイレが不足することが想定される。また、災害被害の軽微な地域や避難所からは生活に伴うごみが発生する。発災初動期に住民の生活環境に支障が生じないように、その処理について、平時から検討する必要がある。

ア し尿の処理

(市町等の対応)

- ・ 仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄
- ・ 収集運搬車両の必要数を推計し、手配先を確保
- ・ 処理施設が被災した時の搬入先を検討
- ・ 資機材の確保先について検討するとともに、近隣市町等や委託業者、建設事業者団体、レンタル事業者団体との協力体制を整備

【県の取組】

- 市町等が行う資機材の備蓄量や確保先を把握
- 県内市町等間の情報の共有に努め、協力体制を整備
- し尿の処理のために必要な助言を実施

イ 避難所ごみ、生活ごみの処理

(市町の対応)

- ・ 避難所等から排出される生活ごみの保管・集積場所、処理方法、処理体制、収集ルートについて検討
- ・ 収集運搬車や委託業者の被災等により既定の収集を実施できなくなった場合を想定し、複数の委託先をあらかじめ把握、抽出
- ・ 近隣市町等との協力体制を整備

【県の取組】

- 市町等が行う避難所ごみ・生活ごみの処理に必要な助言を実施

【参考 避難所で発生する廃棄物】

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物 (生ごみ)	残飯等	・ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。処理事例として近隣農家や酪農家等により堆肥化を行った例もある。
段ボール	食料の梱包	・分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋 プラスチック類	食料・水の容器包装等	・袋に入れて分別保管する。
し尿	仮設トイレ、 携帯トイレ等	・携帯トイレや簡易トイレを使用する場合、ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である。
感染性廃棄物 (注射針、血の付 着したガーゼ)	医療行為	・保管のための専用容器の安全な設置および管理 ・収集方法にかかる医療行為との調整（回収方法、処理方法等）

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 16-1（環境省、令和2年3月最終改定）

3 職員の教育訓練

災害時において、県及び市町等が速やかに行動できるよう、平時から、担当職員の教育や研修を定期的実施する。

【県の取組】

- 災害廃棄物処理計画が有効に機能し、実際の迅速な行動に結びつくよう、平時から県及び市町等職員へ本計画の記載内容について周知
- 管内の災害廃棄物対策の進捗状況に応じた人材育成を進めるため、定期的かつ計画的な研修・訓練等を継続して実施
- 実効性のある研修・訓練とするため、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制の整備に努めるとともに、内容について随時検討

【参考 本県の取組（平成 30（2018）年度）】

平成 28(2016)年度に策定した「災害廃棄物処理対応マニュアル」を活用し、市町等担当者を対象に年間を通じて段階的に研修・訓練を実施することにより、市町等の平時の備えへの取組を促すとともに、対応力のステップアップを支援。

<研修・訓練パッケージ>

① 市町等廃棄物関係会議等を活用した啓発	5月	市町等が参集する会議等の機会を活用して、新任者等を対象に、災害事例の紹介を通じて意識啓発を行うとともに、年間研修計画を提示し、市町等担当者の継続的な参加を促す
② 災害時の廃棄物処理対応研修会	6月	対応マニュアルを基に、平時の備えと発災後の初動対応における基礎的事項を確認する
③ 初動対応訓練	8月	「仮置場」「住民周知」などのテーマで机上訓練（グループ討議）を行い、災害時の廃棄物処理業務への理解を深める
④ 市町等担当者意見交換会	1月	市町等担当者が一堂に会し、平時の備えについて、各自自治体の取組状況や課題について意見交換を行い、自らの取組の参考としてもらう



初動対応訓練



意見交換会

4 廃棄物処理施設の強靱化

災害時において、廃棄物処理の滞りは、住民の生活環境に大きな影響を与える。大規模災害に備え、一般廃棄物処理施設の耐震化や施設の補修・稼働するための資機材の確保等を図る。

(市町等の対応)

<一般廃棄物処理施設の耐震化等>

- ・ 施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策等をあらかじめ検討するなど、設備の損壊防止対策を実施
- ・ 既存の一般廃棄物処理施設については、耐震診断を実施し、耐震化、不燃堅牢化、浸水対策を推進
- ・ 処理施設を新設する際には、耐震性・浸水対策等を考慮

<BCP（事業継続計画）の策定>

- ・ 一般廃棄物処理に係る災害時のBCP（事業継続計画）を策定し、施設の緊急停止、点検、補修、稼働に係るマニュアルを作成
- ・ 点検、修復に備え、施設のプラントメーカー等との協力体制を確立

<資機材の確保>

- ・ 施設を補修・稼働するために必要な資機材の備蓄状況を把握・確保
- ・ 発災時に備蓄資機材のみでは対応できない場合を想定し、民間事業者団体等と資機材の供給に関する協定を締結するなど、対策を実施

【県の取組】

- 市町等が国の循環型社会形成推進交付金を活用して施設の整備や改良事業を行う際に情報提供及び助言を実施
- 市町等の行うBCP（事業継続計画）の策定や施設の補修・稼働に必要な資機材の確保のために必要な支援を実施

5 住民等への啓発・広報

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理には、住民等の理解は不可欠であり、平時の分別意識が、災害時に仮置場へ廃棄物を分別搬入する際にも重要となる。

(市町等の対応)

- ・ ホームページ、ごみカレンダー、防災だより等の広報誌、防災訓練等を活用し、以下の事項について住民の理解を得るよう日頃から継続的な啓発を実施
 - ① 仮置場への搬入に際しての分別方法
 - ② 危険物、腐敗性廃棄物等の留意が必要な廃棄物の排出方法
 - ③ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止
- ・ 災害時における効果的な広報手法や内容を検討

【県の取組】

- 市町等が行う啓発・広報について助言を実施
- 県ホームページ等において、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性について住民等へ広報

6 平時の備えの点検

発災時の迅速な行動に結びつくよう、処理を担う市町等において、災害廃棄物処理計画の策定や仮置場候補地の選定及び教育・訓練等の平時の備えが重要である。

(市町等の対応)

- 仮置場候補地の選定や災害時の応援協定締結等の災害廃棄物処理に係る取組状況の点検、課題の抽出、対策の見直し

【県の取組】

- 市町等の取組状況を把握し、対策が進むよう助言を実施
- 研修や訓練による効果を検証

7 計画の見直し

大規模災害に起因する廃棄物処理を取り巻く状況は、常に変化しており、被災後の復旧・復興を速やかに進めるためには、本計画の実行性を確保しておく。

【県の取組】

- 法令改正等を注視するとともに、実際の災害や訓練等から得られた新たな知見・課題等を抽出し、必要に応じて、随時計画の見直しを実施

<見直しの時期>

(ア) 上位計画等の変更

国の法令や関連計画、栃木県地域防災計画、栃木県廃棄物処理計画、その他、上位計画等が変更されたとき。

(イ) 災害発生後の検証

災害発生後、本計画に基づく処理手順等を検証した結果、改善が必要となったとき。

(ウ) 訓練等の実施

災害廃棄物処理の手順を確認するための訓練の実施に伴い、改善点が確認されたとき。

(エ) 市町、協定締結団体からの要望

市町や協定締結団体から本計画の改善について要望があったとき、かつ見直しが必要と判断されたとき。

第3章 災害時の対応

県及び市町等は、発災後の時期や処理の進捗状況に応じ、災害廃棄物の処理に関する業務を行う。

本章では、発災後に市町等が処理主体として対応する事項を整理し、県が行うべき市町への支援や取組を定める。

※ 県・市町等が災害時に行うべき事項については、表 1-6-1 を参照

	初動期(発災～48時間)	応急対応期(発災後1週間～3ヶ月)
総務担当	庁内の連絡体制の確認(p3-3) 対策本部及び他部署との連絡・調整(p3-3) 住民等への広報・周知(p3-5、12)	県災害廃棄物処理実行計画の策定(p1-14) 仮置場(県及び国有地)の検討・調整(p3-12) 事務受託の検討(p1-12～13)
	処理全体の進捗管理(p3-21)	
調整担当	災害廃棄物等の処理に係る広域調整(p3-5～6) 被災市町へ技術的助言を実施(第3章)	
市町支援担当	被害状況等の情報収集(p3-3)	
	被災市町へ技術的助言を実施(3章)	
	被災市町の支援ニーズの把握(p3-3)	
	被災市町の処理状況の把握(p3-17)	
	災害廃棄物等の発生推計量の把握(p3-10)	
	災害廃棄物等の処理に係る広域調整(p3-5～6)	
	県内処理施設での処理可能量を推計(p3-10) 補助金関係事務(p3-21～22) 損壊家屋等の解体撤去に係る支援(p3-20) 被災市町への災害廃棄物処理実行計画の策定支援(p1-14)	
環境 事務所 (森林管理)	被害状況等の情報収集(p3-3)	
	被災市町へ技術的助言を実施(3章)	
	被災市町の支援ニーズの把握(p3-3)	

図 3-0-1 災害時の県の行動

1 体制整備・情報収集

災害時には、多種多様な廃棄物が大量に発生し、平時とは異なる対応が必要となる。このため、国や県、市町等、民間事業者等が連携した処理体制を整備し、被害状況等について情報収集を行うとともに、被害状況や対応について、住民等に迅速かつ正確に広報する。

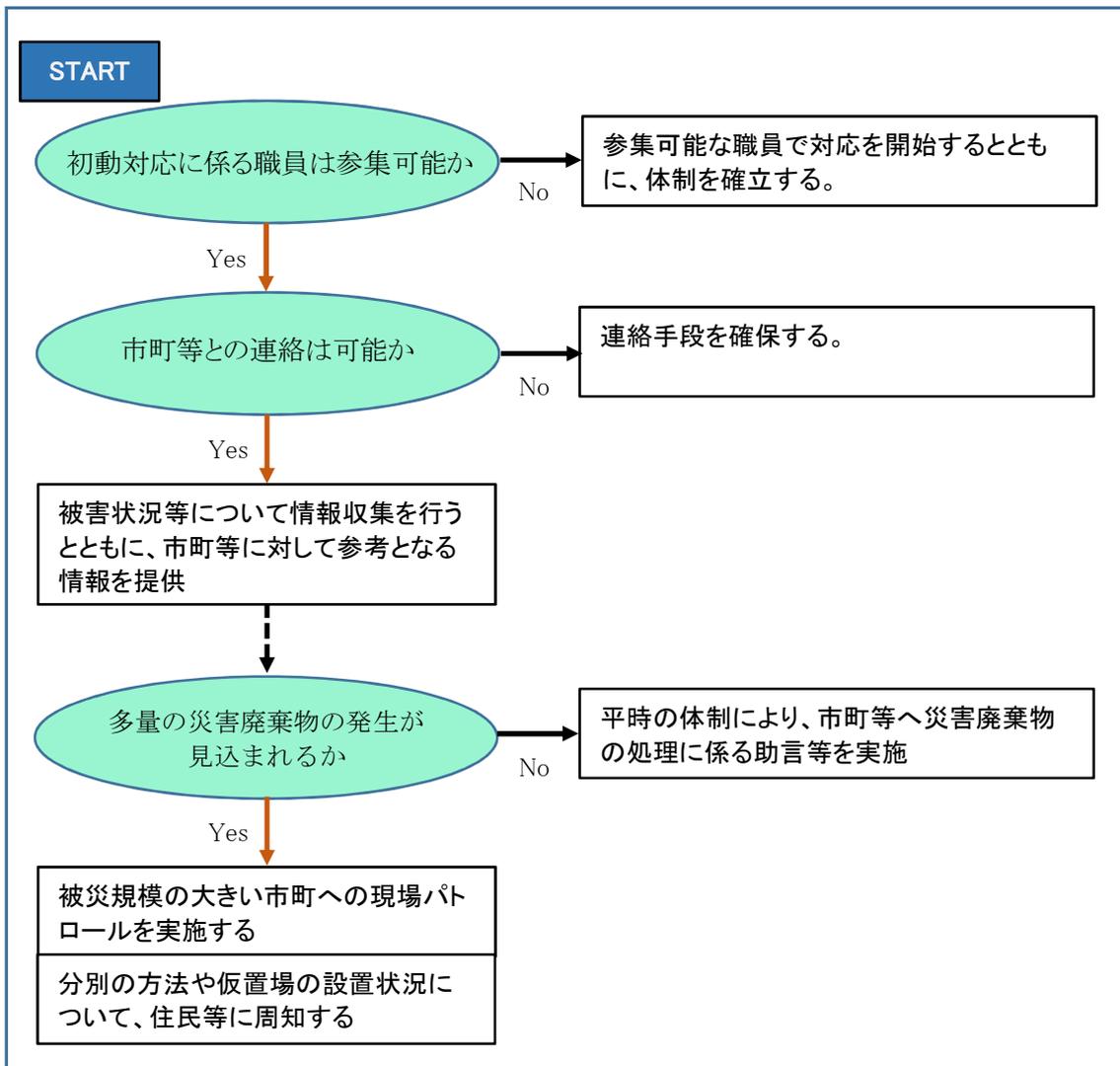


図 3-1-1 体制確立・情報収集フロー（県の行動）

(1) 内部体制の確立

【県の行動】

- 資源循環推進班の中に次の3つの担当を置き、各環境森林（管理）事務所と連携し、災害廃棄物対策に関する体制を整備
 - ・ 総務担当
 - ・ 調整担当
 - ・ 市町支援担当
- 班長（資源循環推進課長）が全体を総括し、副班長（総括）及び災害等廃棄物対策チームリーダーはそれを補佐

(2) 連絡体制の確認

【県の行動】

- 庁内の連絡体制を確認し、県災害対策本部及び他部署との情報共有や各種調整を実施 総務担当
- 市町等、国、協定締結団体、各環境森林（管理）事務所等との連絡体制を確認し、共有 総務担当

(3) 情報収集・提供

【県の行動】

- 市町等の被害状況・支援ニーズ、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の被害状況、被災していない市町等の一般廃棄物処理施設の受入れ余力や条件等について情報を収集

調整担当
市町支援担当
環境森林(管理)事務所
- 収集した情報については市町等や国、協定締結団体と共有 総務担当
- 必要に応じて、自ら現地を確認し、情報を収集

総務担当
環境森林(管理)事務所

【参考 情報収集について】

東日本大震災では、発災後に携帯電話などが利用できない事例が相次ぎ、職員、関係行政機関や関係地方公共団体と連絡手段が途絶えるなど通信手段の確保が課題となった。庁舎が分散している被災地方公共団体では直接移動して職員同士が連絡を取り合うなどの対応がとられた。

また、県は、情報収集のために職員を被災市町へ出張させたが、公用車の燃料、食料の確保等が課題となった。

出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月最終改定）

表 3-1-1 県が災害時に収集する情報

収集先	分類	収集内容	目的
県災害対策本部	被災状況	・市町の被災状況	支援内容、連絡手段の検討
		・ライフラインの停止、復旧見込み ・下水道被災状況	
	避難状況	・避難所所在地及び避難者数	し尿・避難所ごみの発生量推計
	道路被害	・道路被害、渋滞情報	収集運搬能力の検討
	建物被害	・損壊家屋数、解体撤去を要する建物数 ・水害の浸水範囲（床上、床下戸数）	災害廃棄物の発生量推計
市町等	廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設の被害状況及び復旧見込 ・被災していない施設での受入の可否、受入可能量・条件等	処理方法の検討
民間事業者		・産業廃棄物処理施設の被害状況	
国、県外自治体		・県外の廃棄物処理施設や資源化施設の受入の可否、受入可能量・条件等	
市町等	廃棄物	・ごみ収集所への生活ごみの排出状況 ・指定場所以外に投棄された災害廃棄物排出状況 ・仮設トイレの設置状況	優先的に処理すべき廃棄物の確認
		・災害廃棄物の種類、量 ・有害廃棄物の発生状況 ・腐敗性廃棄物の発生状況	災害廃棄物の発生量推計 処理方法の検討
	仮置場	・仮置場設置場所、面積、充足状況 ・市町の仮置場への搬入状況 ・仮置場周辺の環境、苦情等	仮置場の広報 仮置場の管理
	処理処分	・災害廃棄物処理の進捗状況 ・処理処分先の確保、契約状況	進捗管理
	必要な支援	・仮設トイレやその他の資機材ニーズ ・人材、人員のニーズ ・その他の支援ニーズ	支援調整

※県は、必要に応じて、自ら現地を確認し、情報を収集する
出典：茨城県災害廃棄物処理計画（平成29年2月）

(4) 住民等への広報・周知

平時の体制で処理が困難な場合には、災害廃棄物の排出方法や分別方法を速やかに示すことが重要となる。

(市町の行動)

- ・ 平時に定めた広報内容や手段に基づき、被災状況を踏まえ、住民へ広報・周知
- ・ 社会福祉協議会等が設置するボランティアセンターを通じてボランティア等に対しても同様の情報を周知

【県の行動】

- 市町が行う広報・周知について助言や支援を実施 市町支援担当
- 県ホームページ等において、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性、その他必要な情報について住民等へ広報・周知 総務担当

(5) 支援・受援体制の確立

多種多様で大量に生じる災害廃棄物を円滑かつ適正処理するため、県内市町等や民間事業者、国、ボランティア等と連携して対応する。

ア 県内広域連携

(市町の対応)

- ・ 災害廃棄物処理に単独で対応できない場合には、協定に基づき、協定締結団体や県へ災害廃棄物の処理に係る支援を要請

【県の行動】

- 被災市町に協定の活用について周知 市町支援担当
- 把握した被災市町の支援ニーズや要請内容を踏まえ、協定に基づき、被災していない市町等や協定締結団体と調整

調整担当

市町支援担当

イ 産業廃棄物処理施設の活用

(市町の対応)

- ・ がれき類等の災害廃棄物については、産業廃棄物と同様の性状を有することから、必要に応じ、廃棄物処理法第15条の2の5の特例の定めにより、産業廃棄物処理施設を活用して処理を実施

【県の行動】

- 被災市町が産業廃棄物処理施設を活用して災害廃棄物を処理する場合、同施設の設置者からの特例で定める届出に関して、迅速に対応

市町支援担当

環境森林(管理)事務所

- 災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する場合、建築基準法第51条の規定の適用を受ける場合があることから、事前に建築部局と調整

調整担当

【参考 非常災害時に産業廃棄物処理施設で一般廃棄物を処理する場合の特例】

(廃棄物処理法第15条の2の5第2項に基づく特例)

<概要>

産業廃棄物処理施設の設置者が非常災害のために必要な応急措置として、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、廃棄物処理法第15条の2の5第1項に基づき事前に届出を行うことにより、施行規則第12条の7の16第1項の規定にかかわらず、当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一定の一般廃棄物をその処理施設において処理することができる。

なお、廃棄物処理法第15条の2の5第2項の規定により、非常災害時は、その処理を開始した後、遅延なく届け出れば足りる。

ウ 県域を越えた広域な連携

(市町の対応)

- ・ 災害廃棄物処理に単独で対応できない場合には、協定等に基づき、民間事業者団体や県へ災害廃棄物の処理に係る支援を要請

【県の行動】

- 県内の協力体制では、対応が十分でない場合、把握した被災市町の支援ニーズや要請内容を踏まえ、他都道府県との災害時の相互支援協定や国で整備する制度等を活用し、自衛隊、専門家、技術者、作業員、ごみ収集車等の派遣を要請

総務担当

- 被災した他都道府県から支援要請を受けた場合には、要請内容に基づき、できる限りの支援を実施

総務担当

エ ボランティアとの連携

(市町の対応)

- ・ 社会福祉協議会等が設置するボランティアセンターと情報を共有
- ・ ボランティアに対して、安全具の装着等の作業場の注意事項のほか、災害廃棄物の分別、仮置場運営等の情報について周知

【県の行動】

- ボランティアセンター等との情報共有を図る。

総務担当

オ 受援体制の確立

(市町の対応)

- ・ 災害廃棄物処理の支援を受け入れるにあたり、支援が必要な場所、人員、及び資機材等の必要数量等の情報を整理
- ・ 支援者に対して具体的な支援内容を伝え、必要な情報を共有
- ・ 支援を受け入れるに当たり、地図等の必要な資材を準備

【県の行動】

- 環境省や他都道府県から当県へ支援の申出があった場合、執務環境を確保 総務担当
- 被災市町へ職員を派遣するなどして被災市町の支援ニーズの把握に努めるとともに、市町の受援体制構築を支援 市町支援担当

【参考 環境省リエゾン等による支援】

令和元年東日本台風では、発災翌日から環境省関東地方環境事務所と共に被災状況の確認業務を実施するとともに、発災3日後には、環境本省からのリエゾンが執務できるよう県庁廃棄物対策課内に執務できる環境を整え、連携し、自衛隊による路上ごみの収集や広域処理等の市町支援を実施した。

2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ

災害時において、災害により発生した災害廃棄物処理だけでなく、し尿や避難所ごみ、生活ごみの継続的かつ確実な処理が、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から重要となる。

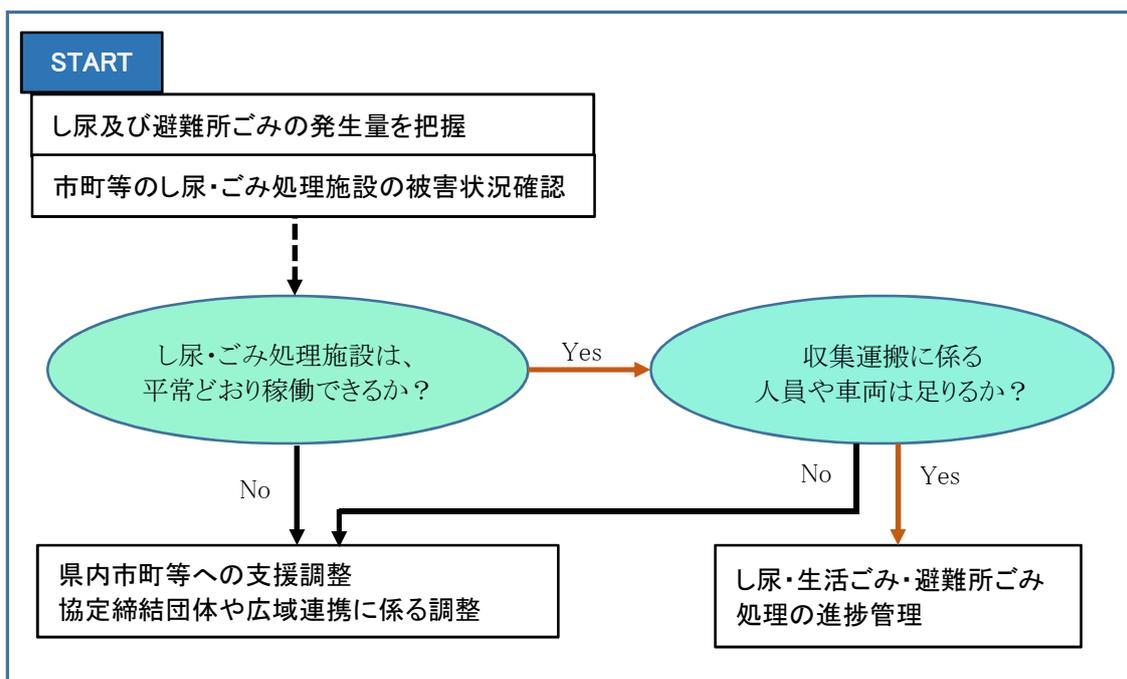


図 3-2-1 し尿・避難所ごみ・生活ごみの処理フロー（県の行動）

（1）し尿の処理

断水や上下水道が寸断された場合、避難所等に仮設トイレが設置され、し尿として処理が必要になる。

（市町等の対応）

- ・ 避難箇所数及び避難者数を把握
- ・ 仮設トイレを設置するとともに、設置数及び設置場所を把握
- ・ し尿発生量の推計を実施
- ・ し尿処理施設の稼働状況を把握
- ・ 収集運搬体制及びルートを確立
- ・ し尿の収集・処分が十分に行えない場合に支援を要請

【県の行動】

- 被災市町の仮設トイレの設置状況及びし尿の推計発生量を把握 市町支援担当
- 被災市町等が行うし尿の発生量の推計、収集・処分に係る技術的助言を実施 市町支援担当
- 被災市町等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や協定締結団体等と広域支援について調整 市町支援担当

※し尿の発生量及び仮設トイレの必要数の推計については、災害対策指針技術資料 14-3（環境省、令和2年3月最終改訂）を参照

(2) 避難所ごみ・生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみは、災害時においても通常どおり発生する。

また、避難所ごみは、使用済み衣料や簡易トイレ等の平時とは質の異なるごみも含まれ、臭気や害虫等の公衆衛生対策が重要となる。

(市町等の対応)

- ・ 避難箇所数及び避難者数を把握
- ・ 避難所ごみの発生量を推計
- ・ 処理施設の稼働状況を把握
- ・ 収集運搬体制及びルートを確立
- ・ 収集・処分が十分に行えない場合に支援を要請

【県の行動】

- 被災市町の避難所の設置状況及び避難所ごみの推計発生量を把握 市町支援担当
- 被災市町等が行う避難所ごみの発生量の推計、収集・処分に係る技術的助言を実施 市町支援担当
- 被災市町等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や協定締結団体等と広域支援について調整

調整担当

市町支援担当

※避難所ごみの発生量の推計については、災害対策指針技術資料 14-3（環境省、令和2年3月最終改訂）を参照

3 災害廃棄物の発生量及び処理可能量の推計

仮置場の設置や処理体制の整備のため、被害状況を踏まえ、災害等廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行う。

(1) 災害廃棄物の発生量の推計

(市町の対応)

- ・ 建物の被害棟数や水害の浸水範囲を把握し、発生原単位を用いて、災害廃棄物の発生量を推計
- ・ 時間の経過に伴い、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じて災害廃棄物の発生量の見直しを実施

【県の行動】

- 被災市町が行う発生量の推計に必要な技術的助言を実施
- 被災市町が行う発生量の推計値を把握
- 把握した情報を取りまとめ、関係機関と共有

市町支援担当

市町支援担当

総務担当

※発生量の推計については、災害対策指針技術資料 14-2（環境省、平成 31 年 4 月最終改訂）を参照

(2) 処理可能量の推計

(市町の対応)

- ・ 推計した災害廃棄物の発生量について、自らの廃棄物処理施設の処理能力を踏まえ、平時の体制で処理できるかを判断

【県の行動】

- 推計した災害廃棄物の発生量について、県内の廃棄物処理施設の処理能力を踏まえ、県内の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設で適切かつ迅速な処理が可能か判断

総務担当

県及び被災市町等は、発生量に対して処理能力が追いつかないことが明らかかな場合は、災害廃棄物を一時的に保管するための仮置場の設置、広域処理の実施など、迅速な対応を行う。

4 仮置場の設置・運営

災害時には、多種多様の災害廃棄物が一度に大量に発生するため、処理施設による処理が追いつかない場合は、災害廃棄物を一時的に保管するための仮置場が必要となる。

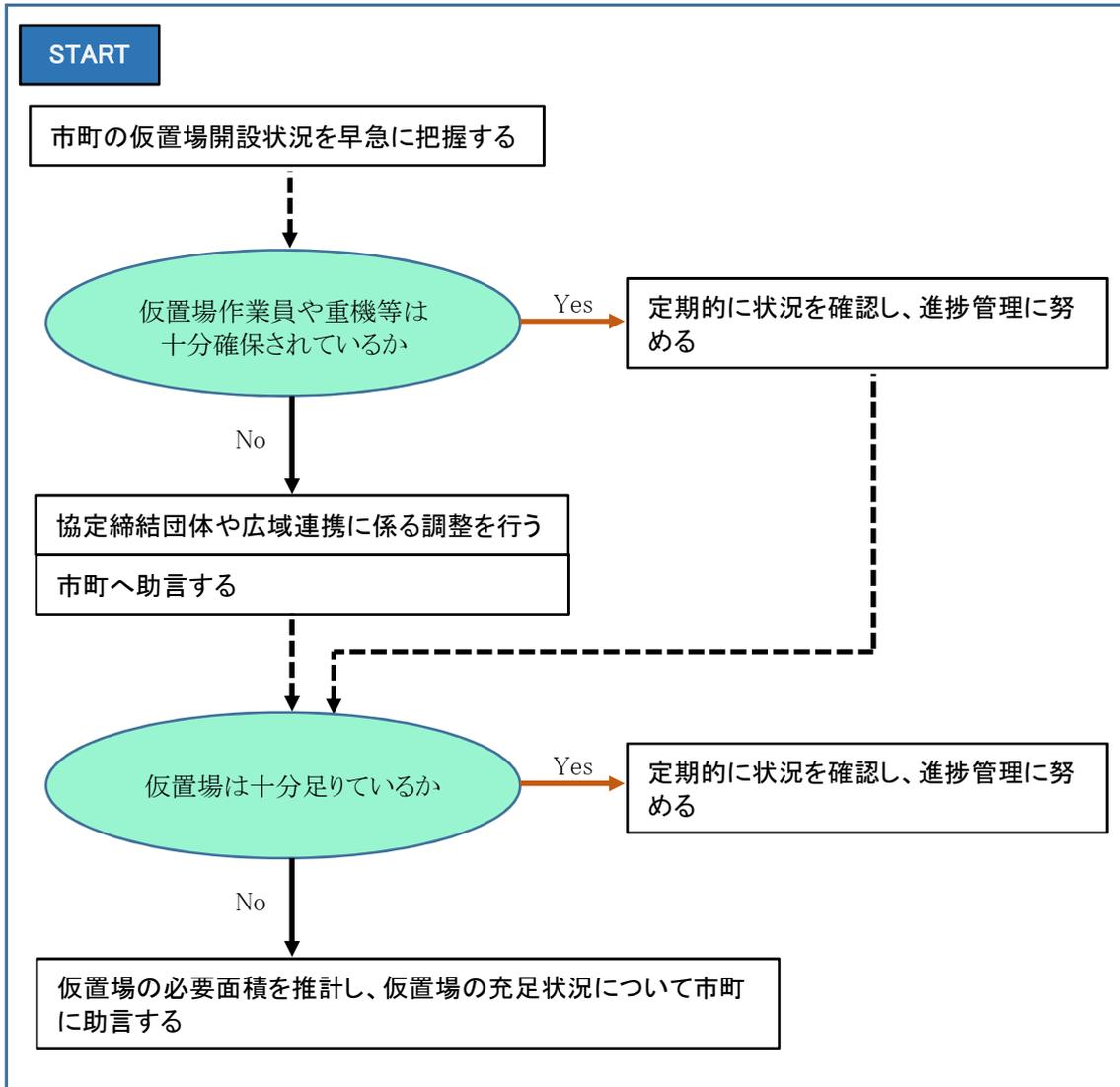


図 3-4-1 仮置場の設置・運営フロー（県の行動）

(1) 仮置場の必要面積の推計・候補地の抽出

(市町の対応)

- ・ 災害廃棄物の発生量や処理可能量を踏まえ、仮置場の必要面積を算定
- ・ 平時に選定した仮置場候補地から被害状況等を踏まえ、適地を抽出
- ・ 抽出した仮置場候補地が利用可能か関係部局や土地管理者等と調整の上、確保

【県の行動】

- 被災市町が行う仮置場の必要面積の算定、仮置場候補地の抽出作業に必要な技術的助言を実施 市町支援担当
- 関係部局と調整し、仮置場として県有地の提供に協力 総務担当
- 仮置場として国有地の利用が必要な場合には国と調整 総務担当

※仮置場の必要面積の推計については、災害対策指針技術資料 18-2（環境省、平成 31 年 4 月最終改訂）を参照

(2) 分別区分の決定・住民等への周知

(市町の対応)

- ・ 平時に検討した分別区分に基づき、被害状況等を踏まえ、分別区分を決定
- ・ 平時に検討した住民への周知に関する内容や方法に基づき、周知を行う時期や被害状況等を踏まえ、仮置場開設前の対応、仮置場の開設時期、分別区分、搬入時の留意点等について、住民へ周知
- ・ 住民へ周知した内容は、県やボランティア、仮置場を運営・管理するもの等とも共有を図り、円滑な対応を実施

【県の行動】

- 被災市町が行う分別区分の決定や住民等への周知について、技術的な助言を実施 市町支援担当
- 住民等への周知内容については、県ホームページ等で周知 総務担当

(3) 仮置場の運営・管理

(市町の対応)

- ・ 仮置場内における分別区分ごとの区画や搬入路、人員の配置等を設定
- ・ 必要となる資機材及び人員を確保するため、他市町や民間事業者等に応援を要請

【県の行動】

- 被災市町における仮置場の開設状況や運営状況を把握し、災害廃棄物処理実行計画等に基づき進捗されているか状況を確認 総務担当
- 被災市町が行う仮置場の運営・管理について必要な助言を実施

市町支援担当

環境森林(管理)事務所

(4) 環境対策・モニタリング

(市町の対応)

- ・ 地域住民の生活環境の保全のため、仮置場内やその近辺、損壊家屋等の解体・撤去現場等において、大気質、騒音、振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、その状況を住民等へ情報提供

【県の役割】

- 環境部局を中心に環境影響対策における技術的な助言を実施

市町支援担当

5 災害廃棄物の収集運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないように、災害発生後、速やかに必要な人員、車両を確保し、迅速に災害廃棄物を撤去することが必要となる。

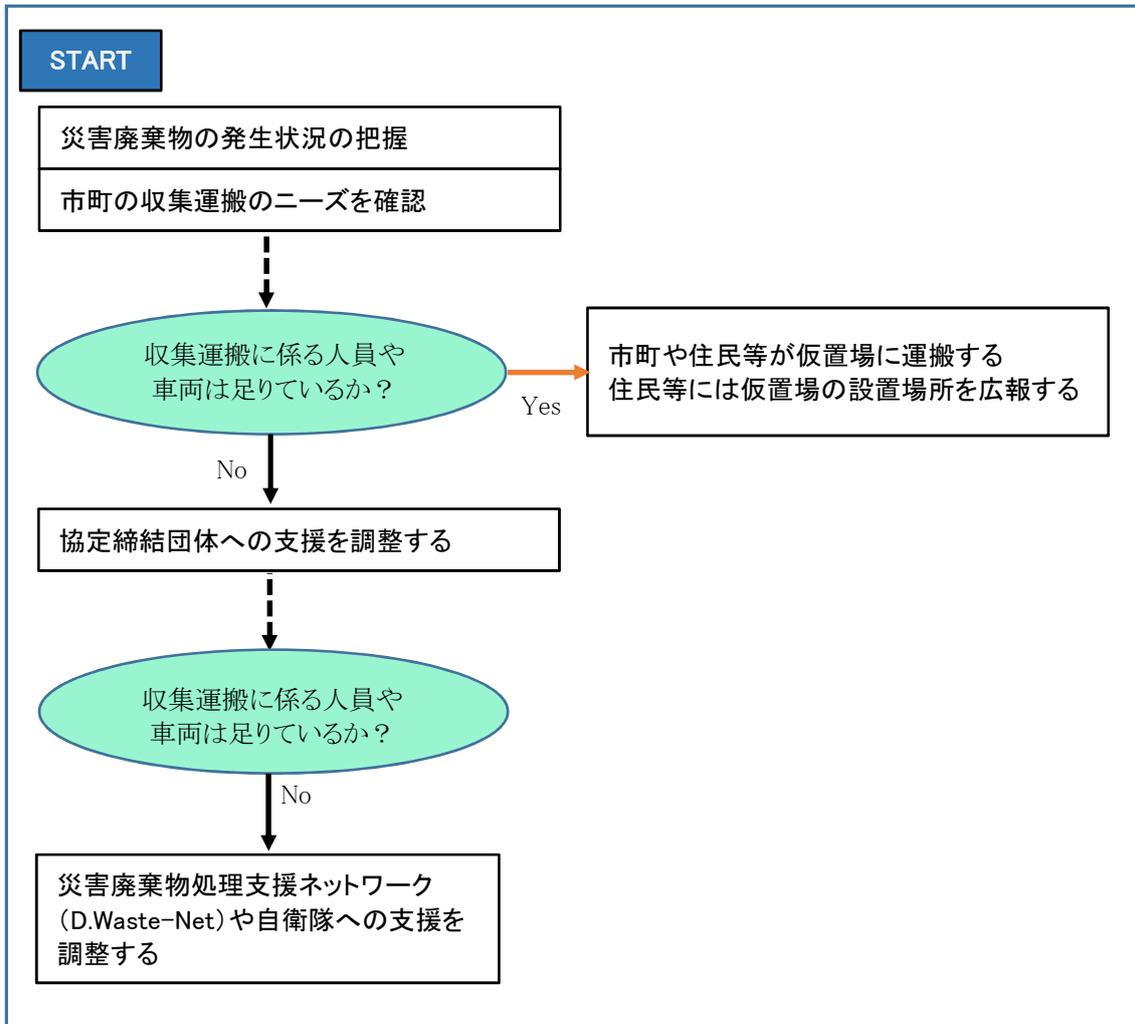


図 3-5-1 災害廃棄物の収集運搬方法決定フロー（県の行動）

【収集運搬方法、ルート決定】

(市町等の対応)

- ・ 収集運搬能力や被害規模を考慮し、災害廃棄物を仮置場に運搬する主体を決定
- ・ 収集運搬能力や道路の交通状況等を考慮し、収集運搬方法及びルートを決
- ・ 必要となる収集運搬車両等を確保

【県の行動】

- 被災市町等が行う収集運搬について技術的な助言を実施 市町支援担当
- 被災市町等の収集運搬方法及びルートを把握 市町支援担当
- 被災市町から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等
や協定締結団体等と広域支援について調整

調整担当

市町支援担当

6 災害廃棄物の処分・再資源化

災害廃棄物は、種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理にあたっては、できる限り再資源化等により減量化を推進することが大切であるが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

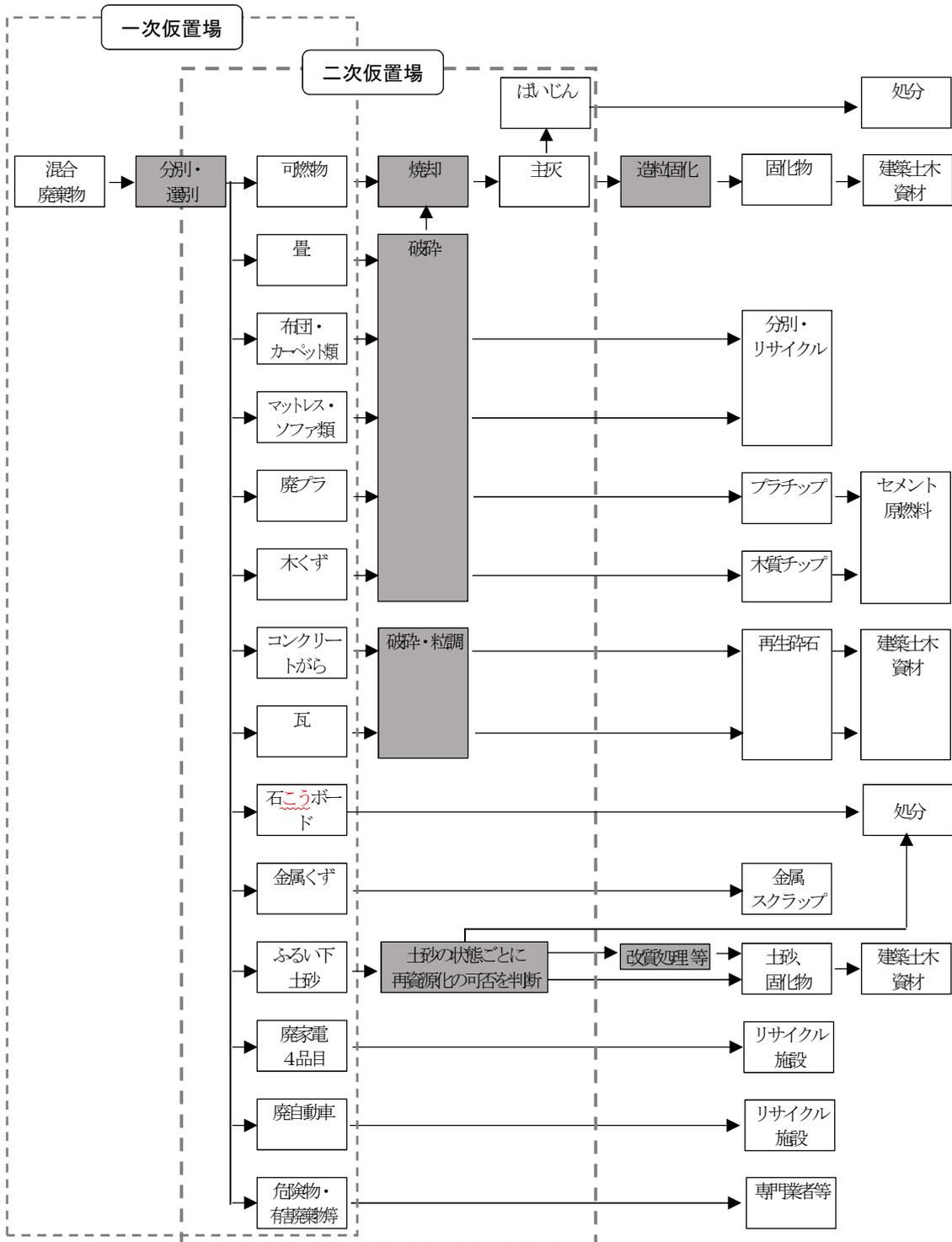


図 3-6-1 災害廃棄物の種類別の処理フロー

(1) 処分・再資源化

(市町の対応)

- ・ 災害廃棄物の処分方法を決定するとともに、処分先を確保
- ・ 再生利用先を確保し、再生利用受入れ条件に適合するように災害廃棄物を分別、中間処理

【県の行動】	
○ 被災市町の災害廃棄物の処理状況を把握し、災害廃棄物処理実行計画等に基づき進捗されているか状況を確認	総務担当
○ 被災市町が行う災害廃棄物の処分について必要な助言を実施	市町支援担当
○ 被災市町から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や協定締結団体等と広域支援について調整	調整担当 市町支援担当

【参考 注意が必要な廃棄物の処理】

種別	処理方法	留意点
消火器	既存のリサイクル回収システム(特定窓口、特定引取場所)等への引取依頼・資源化(日本消火器工業会)	分別保管
LPガスボンベ	専門業者による回収処理(LPガス協会)	分別保管
高圧ガスボンベ	専門業者による回収処理(高圧ガス保安協会、地方高圧ガス管理委員会)	分別保管、所有者が判明した場合、所有者へ返却
燃料タンク(灯油等)	取扱店、ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏洩防止
有機溶剤(シンナー等)	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、漏洩防止
廃蛍光灯	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管、破損防止
廃乾電池	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管
バッテリー	リサイクル取扱店へ引取依頼	分別保管
農薬・薬品類・農機具	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管
感染性廃棄物	専門業者、許可業者等による回収処理	分別保管
PCB含有廃棄物	PCB特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理	分別保管、破損漏洩防止 PCB含有不明の場合、含有物として取り扱う
石綿含有廃棄物等	原則、仮置場へ搬入せず、直接、熔融処理又は、管理型最終処分場へ搬入	石綿含有廃棄物等を仮置場で一時保管する場合は、密封して梱包材の破損防止を徹底する
太陽光発電設備	日照時は発電により感電の恐れがあるため、取扱に注意	
貴重品・思い出の品	貴重品は、警察へ届出 思い出の品は市町で保管し、可能な限り持ち主へ返却	

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（環境省）

(2) 仮設処理施設の設置

(市町の対応)

- ・ 既設の処理施設の活用のみでは、目標期間での処理が困難な場合、必要に応じ、仮設処理施設を設置し、処理を実施

【県の行動】

- 市町の仮設施設設置に係る手続きの支援や技術的な助言を実施

市町支援担当

環境森林(管理)事務所

- 建築基準法第51条の規定の適用を受ける場合があることから、事前に建築部局と調整

市町支援担当

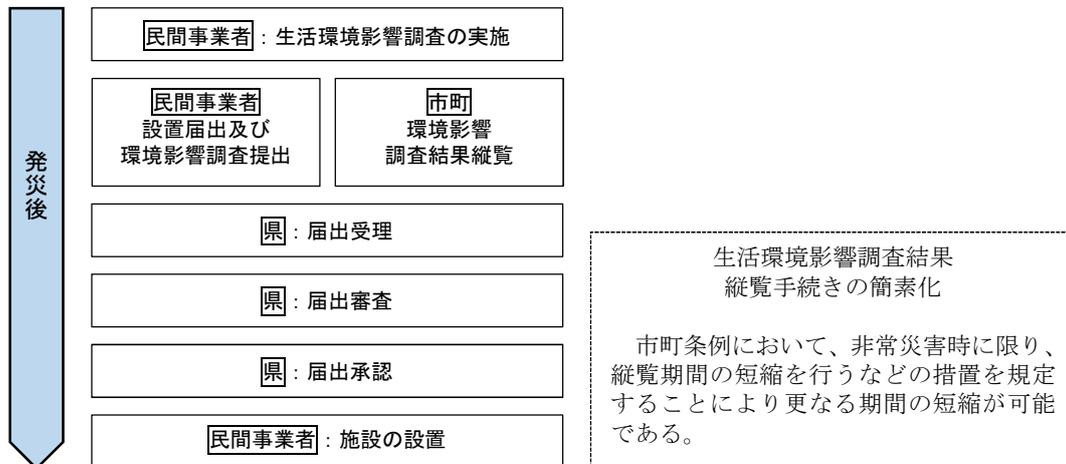
【参考 民間事業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例】

(廃棄物処理法第9条の3の3に基づく特例)

<制度概要>

市町から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設(最終処分場を除く。)を設置しようとするときは、市町が一般廃棄物処理施設を設置する場合の手続きと同じく、都道府県知事への届出で足りることとされた。

なお、制度の利用には、市町条例の制定が必要である。



【実施例】

令和元年東日本台風では、被災市町の災害廃棄物を他市に所在する産業廃棄物処理施設で早急に処理を実施するため、所在する市において、廃棄物処理法第9条の3の3に係る条例を制定し、当該手続きにより既存の産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置、処理を可能とした。

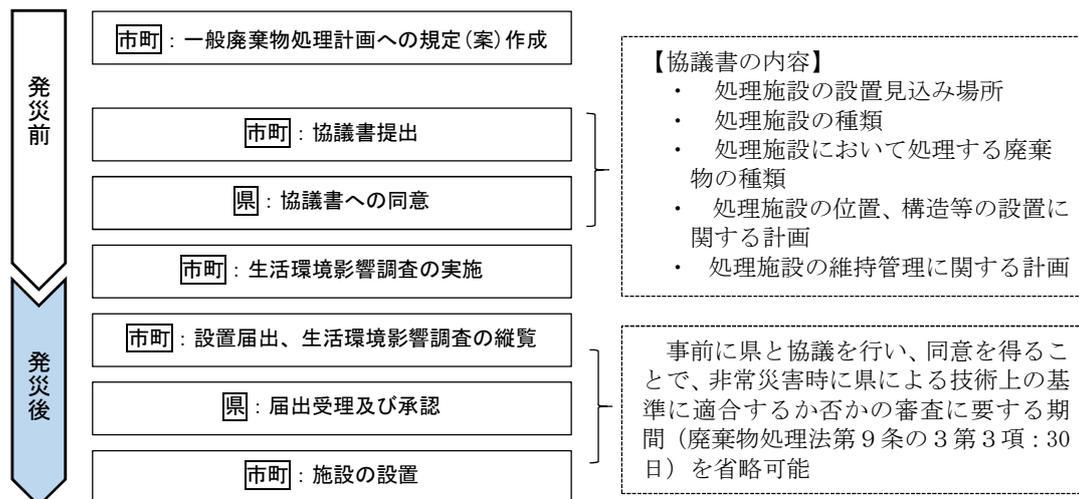
【参考 市町が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例】

(廃棄物処理法第9条の3の2に基づく特例)

<制度概要>

市町が廃棄物処理施設を設置する場合、廃棄物処理法に基づく設置届が必要になるが、この事務手続きを簡略化するため、災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例が設けられている。

非常災害時に市町村が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、市町が一般廃棄物処理計画に定めようとするとき、又は当該計画を変更しようとするときであって、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得ていた場合には、発災後、現に当該施設の設置をするときに都道府県知事にその旨の届出をすれば、最大30日間の法定期間を待たずにその同意に係る施設の設置ができる。



<事前準備>

市町条例において、非常災害時に限り、縦覧期間の短縮を行うなどの措置を規定することにより更なる期間の短縮が可能である。

また、発災後に行う生活環境影響調査の実施においては、項目の選定や内容、期間などについても、災害の程度を踏まえた上で、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するという観点からの対応が考えられる。

- 条例で定める事項（廃棄物処理法第9条第2項関係）
 - ・ 縦覧及び意見書を提出する対象となる一般廃棄物処理施設の種類
 - ・ 生活環境影響調査結果の縦覧の場所及び期間
 - ・ 利害関係を有する者が提出する意見書の提出先及び提出期限
 - ・ 法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するにあたって必要な事項

【実施例】

令和元年東日本台風では、仮置場内に仮設破碎施設を設置するため、当該手続を活用し、迅速な施設の設置が可能となり、その後の処理をスムーズに実施できた。

7 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって実施されるものであるが、市町が生活環境上、公費による解体が必要と認める家屋については、損壊の規模等により国庫補助の対象となる。

<公費解体>

(市町の行動)

- ・ 公費解体に関する国からの情報を確認
- ・ 現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて、損壊家屋の公費解体を行うか判断
- ・ 損壊家屋等の解体撤去を行う事業者に対して、分別解体及び再生利用を図るよう促進

【県の役割】

- 国からの情報を確認し、迅速に市町に周知するとともに、公費解体について必要な助言を実施

市町支援担当

【参考 家屋解体に係る情報について】

令和元年東日本台風等では、国庫補助の対象が全壊家屋に加え、半壊家屋まで拡充されるとともに、既に被災家屋の所有者自ら、家屋を解体・撤去した費用のうち市町が生活環境上、必要と認め、所有者に対して償還した費用についても国庫補助の対象とされる通知が出された。

8 処理業務の進捗管理

(1) 進捗管理

(市町の行動)

- ・ 災害廃棄物の処理の進捗状況を確認するため、仮置場への搬入・搬出量や解体家屋数、処分量等を記録

【県の行動】

- 市町における災害廃棄物の処理状況を把握し、県及び市町の災害廃棄物処理実行計画等に従って進捗されていることを確認 総務担当
- 進捗状況を取りまとめ、県全体の災害廃棄物処理の進捗管理 総務担当

(2) 災害報告書の作成

(市町の行動)

- ・ 災害廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物処理に係る国庫補助申請を準備
- ・ 補助金の事務を円滑に行うため、災害廃棄物の発生状況や仮置場の運営状況、処理に係る記録等を整理

【県の行動】

- 市町が行う災害報告書作成や国庫補助申請に係る説明会の開催について、国に要請し、国と連携した技術的支援を実施 市町支援担当

【参考 令和元年東日本台風における災害補助金対応の流れ】

- ① 災害廃棄物の処理（10/13～）
災害対応中も補助金の活用を意識し、契約方法や根拠書類（特に廃棄物や作業の様子を写した写真）の確保に留意するよう助言
- ② 説明会の実施（10/25）
環境省関東地方環境事務所と調整の上、災害補助金に係る説明会を2箇所（県北、県南）で実施
- ③ 災害報告書の提出（11/29）
資料の添付漏れや誤りを防止するため、提出期日前に県による事前確認を実施。提出後、環境省関東地方環境事務所による内容確認
- ④ 予備災害査定（1/10）
本省査定となる被災市町に対して、環境省関東地方環境事務所及び市町と調整の上、予備査定を実施
- ⑤ 災害査定（1/20～2/7）
環境本省、環境省関東地方環境事務所、関東財務局、市町等と調整の上、査定を実施
※ 県庁内で行う場合は、会場や資機材の準備
- ⑥ 限度額通知（環境本省） → 交付申請（市町等） → 交付決定（環境本省）
上記通知等の進捗管理
- ⑨ 繰越協議（年度内）
関東財務局と繰越協議を実施
- ⑩ 実績報告書（年度内処理完了市町）又は年度終了実績報告書（繰越市町）
市町からの報告書を取りまとめ環境省に進達

※ 交付決定額から増額又は30%以上の減額がある場合かつ災害報告書で報告した事業計画から変更がある場合（廃棄物量の単純な増減等による額の変更は除く）には、環境省と事前協議等を実施した上で変更交付申請等を実施されるよう進捗管理

【参考 過去の災害における災害等廃棄物処理事業費補助金対象額】

災害	災害廃棄物発生量	補助申請額
令和元年東日本台風（栃木県内）	約 6.1 万トン	約 39 億円
H27 年 9 月 関東・東北豪雨（栃木県内）	1.0 万トン	約 3 億円
H23 年 3 月 東日本大震災（栃木県内）	約 22.4 万トン	約 15 億円

栃木県災害廃棄物処理計画（第2版）

令和3（2021）年7月改定

編集・発行 栃木県

環境森林部資源循環推進課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3098

FAX 028-623-3113
